

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (三) (一)及び(二)以外の場合

560単位
415単位
379単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (三) (一)及び(二)以外の場合

509単位
377単位
345単位

注1～5 (略)

ニ 管理栄養士が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (3) (1)及び(2)以外の場合

539単位
485単位
444単位

注1～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (3) (1)及び(2)以外の場合

356単位
324単位
296単位

注1～4 (略)

ヘ (略)

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

364単位
417単位
472単位
525単位
579単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

382単位
438単位
495単位
551単位
608単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

561単位
663単位
765単位
867単位
969単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

575単位
679単位
784単位
888単位
993単位

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (三) (一)及び(二)以外の場合

558単位
414単位
378単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (三) (一)及び(二)以外の場合

507単位
376単位
344単位

注1～5 (略)

ニ 管理栄養士が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (3) (1)及び(2)以外の場合

537単位
483単位
442単位

注1～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (3) (1)及び(2)以外の場合

355単位
323単位
295単位

注1～4 (略)

ヘ (略)

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

362単位
415単位
470単位
522単位
576単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

380単位
436単位
493単位
548単位
605単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

558単位
660単位
761単位
863単位
964単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

572単位
676単位
780単位
884単位
988単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>648単位</u>
(二) 要介護2	<u>765単位</u>
(三) 要介護3	<u>887単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,008単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,130単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>659単位</u>
(二) 要介護2	<u>779単位</u>
(三) 要介護3	<u>902単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,026単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,150単位</u>
□ 大規模型通所介護費(I)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>352単位</u>
(二) 要介護2	<u>403単位</u>
(三) 要介護3	<u>455単位</u>
(四) 要介護4	<u>506単位</u>
(五) 要介護5	<u>559単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>370単位</u>
(二) 要介護2	<u>424単位</u>
(三) 要介護3	<u>479単位</u>
(四) 要介護4	<u>533単位</u>
(五) 要介護5	<u>588単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>536単位</u>
(二) 要介護2	<u>634単位</u>
(三) 要介護3	<u>732単位</u>
(四) 要介護4	<u>828単位</u>
(五) 要介護5	<u>926単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>555単位</u>
(二) 要介護2	<u>657単位</u>
(三) 要介護3	<u>758単位</u>
(四) 要介護4	<u>858単位</u>
(五) 要介護5	<u>959単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>620単位</u>
(二) 要介護2	<u>733単位</u>

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>645単位</u>
(二) 要介護2	<u>761単位</u>
(三) 要介護3	<u>883単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,003単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,124単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>656単位</u>
(二) 要介護2	<u>775単位</u>
(三) 要介護3	<u>898単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,021単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,144単位</u>
□ 大規模型通所介護費(I)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>350単位</u>
(二) 要介護2	<u>401単位</u>
(三) 要介護3	<u>453単位</u>
(四) 要介護4	<u>504単位</u>
(五) 要介護5	<u>556単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>368単位</u>
(二) 要介護2	<u>422単位</u>
(三) 要介護3	<u>477単位</u>
(四) 要介護4	<u>530単位</u>
(五) 要介護5	<u>585単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>533単位</u>
(二) 要介護2	<u>631単位</u>
(三) 要介護3	<u>728単位</u>
(四) 要介護4	<u>824単位</u>
(五) 要介護5	<u>921単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>552単位</u>
(二) 要介護2	<u>654単位</u>
(三) 要介護3	<u>754単位</u>
(四) 要介護4	<u>854単位</u>
(五) 要介護5	<u>954単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>617単位</u>
(二) 要介護2	<u>729単位</u>

(三) 要介護3	848単位
(四) 要介護4	965単位
(五) 要介護5	1,081単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	637単位
(二) 要介護2	753単位
(三) 要介護3	872単位
(四) 要介護4	992単位
(五) 要介護5	1,111単位
ハ 大規模型通所介護費(Ⅲ)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	340単位
(二) 要介護2	389単位
(三) 要介護3	440単位
(四) 要介護4	488単位
(五) 要介護5	540単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	356単位
(二) 要介護2	408単位
(三) 要介護3	461単位
(四) 要介護4	513単位
(五) 要介護5	566単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	517単位
(二) 要介護2	611単位
(三) 要介護3	705単位
(四) 要介護4	800単位
(五) 要介護5	894単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	535単位
(二) 要介護2	632単位
(三) 要介護3	729単位
(四) 要介護4	827単位
(五) 要介護5	925単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	598単位
(二) 要介護2	706単位
(三) 要介護3	818単位
(四) 要介護4	931単位
(五) 要介護5	1,043単位

(三) 要介護3	844単位
(四) 要介護4	960単位
(五) 要介護5	1,076単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	634単位
(二) 要介護2	749単位
(三) 要介護3	868単位
(四) 要介護4	987単位
(五) 要介護5	1,106単位
ハ 大規模型通所介護費(Ⅲ)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	338単位
(二) 要介護2	387単位
(三) 要介護3	438単位
(四) 要介護4	486単位
(五) 要介護5	537単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	354単位
(二) 要介護2	406単位
(三) 要介護3	459単位
(四) 要介護4	510単位
(五) 要介護5	563単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	514単位
(二) 要介護2	608単位
(三) 要介護3	702単位
(四) 要介護4	796単位
(五) 要介護5	890単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	532単位
(二) 要介護2	629単位
(三) 要介護3	725単位
(四) 要介護4	823単位
(五) 要介護5	920単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	595単位
(二) 要介護2	703単位
(三) 要介護3	814単位
(四) 要介護4	926単位
(五) 要介護5	1,038単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要介護1	614単位
(二) 要介護2	726単位
(三) 要介護3	839単位
(四) 要介護4	955単位
(五) 要介護5	1,070単位

注1～19 (略)

ニ・ホ (略)

ハ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(一) 要介護1	331単位
(二) 要介護2	360単位
(三) 要介護3	390単位
(四) 要介護4	419単位
(五) 要介護5	450単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

(一) 要介護1	345単位
(二) 要介護2	400単位
(三) 要介護3	457単位
(四) 要介護4	513単位
(五) 要介護5	569単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	446単位
(二) 要介護2	523単位
(三) 要介護3	599単位
(四) 要介護4	697単位
(五) 要介護5	793単位

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	511単位
(二) 要介護2	598単位
(三) 要介護3	684単位
(四) 要介護4	795単位
(五) 要介護5	905単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要介護1	611単位
(二) 要介護2	722単位
(三) 要介護3	835単位
(四) 要介護4	950単位
(五) 要介護5	1,065単位

注1～19 (略)

ニ・ホ (略)

(新設)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(一) 要介護1	329単位
(二) 要介護2	358単位
(三) 要介護3	388単位
(四) 要介護4	417単位
(五) 要介護5	448単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

(一) 要介護1	343単位
(二) 要介護2	398単位
(三) 要介護3	455単位
(四) 要介護4	510単位
(五) 要介護5	566単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	444単位
(二) 要介護2	520単位
(三) 要介護3	596単位
(四) 要介護4	693単位
(五) 要介護5	789単位

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	508単位
(二) 要介護2	595単位
(三) 要介護3	681単位
(四) 要介護4	791単位
(五) 要介護5	900単位

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	579単位
(二) 要介護2	692単位
(三) 要介護3	803単位
(四) 要介護4	935単位
(五) 要介護5	1,065単位

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	670単位
(二) 要介護2	801単位
(三) 要介護3	929単位
(四) 要介護4	1,081単位
(五) 要介護5	1,231単位

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	716単位
(二) 要介護2	853単位
(三) 要介護3	993単位
(四) 要介護4	1,157単位
(五) 要介護5	1,317単位

ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(一) 要介護1	325単位
(二) 要介護2	356単位
(三) 要介護3	384単位
(四) 要介護4	413単位
(五) 要介護5	443単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

(一) 要介護1	339単位
(二) 要介護2	394単位
(三) 要介護3	450単位
(四) 要介護4	505単位
(五) 要介護5	561単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	439単位
(二) 要介護2	515単位
(三) 要介護3	590単位
(四) 要介護4	685単位
(五) 要介護5	781単位

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	501単位
(二) 要介護2	586単位
(三) 要介護3	670単位
(四) 要介護4	778単位
(五) 要介護5	887単位

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	576単位
(二) 要介護2	688単位
(三) 要介護3	799単位
(四) 要介護4	930単位
(五) 要介護5	1,060単位

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	667単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	924単位
(四) 要介護4	1,076単位
(五) 要介護5	1,225単位

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	712単位
(二) 要介護2	849単位
(三) 要介護3	988単位
(四) 要介護4	1,151単位
(五) 要介護5	1,310単位

ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(一) 要介護1	323単位
(二) 要介護2	354単位
(三) 要介護3	382単位
(四) 要介護4	411単位
(五) 要介護5	441単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

(一) 要介護1	337単位
(二) 要介護2	392単位
(三) 要介護3	448単位
(四) 要介護4	502単位
(五) 要介護5	558単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	437単位
(二) 要介護2	512単位
(三) 要介護3	587単位
(四) 要介護4	682単位
(五) 要介護5	777単位

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	498単位
(二) 要介護2	583単位
(三) 要介護3	667単位
(四) 要介護4	774単位
(五) 要介護5	882単位

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>559単位</u>
(二) 要介護2	<u>668単位</u>
(三) 要介護3	<u>776単位</u>
(四) 要介護4	<u>904単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,029単位</u>
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>653単位</u>
(二) 要介護2	<u>781単位</u>
(三) 要介護3	<u>907単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,054単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,201単位</u>
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>692単位</u>
(二) 要介護2	<u>824単位</u>
(三) 要介護3	<u>960単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,117単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,273単位</u>
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)	
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>318単位</u>
(二) 要介護2	<u>348単位</u>
(三) 要介護3	<u>375単位</u>
(四) 要介護4	<u>404単位</u>
(五) 要介護5	<u>432単位</u>
(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>332単位</u>
(二) 要介護2	<u>386単位</u>
(三) 要介護3	<u>439単位</u>
(四) 要介護4	<u>493単位</u>
(五) 要介護5	<u>547単位</u>
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>428単位</u>
(二) 要介護2	<u>503単位</u>
(三) 要介護3	<u>576単位</u>
(四) 要介護4	<u>669単位</u>
(五) 要介護5	<u>763単位</u>
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>482単位</u>
(二) 要介護2	<u>566単位</u>

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>556単位</u>
(二) 要介護2	<u>665単位</u>
(三) 要介護3	<u>772単位</u>
(四) 要介護4	<u>899単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,024単位</u>
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>650単位</u>
(二) 要介護2	<u>777単位</u>
(三) 要介護3	<u>902単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,049単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,195単位</u>
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>688単位</u>
(二) 要介護2	<u>820単位</u>
(三) 要介護3	<u>955単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,111単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,267単位</u>
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅲ)	
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>316単位</u>
(二) 要介護2	<u>346単位</u>
(三) 要介護3	<u>373単位</u>
(四) 要介護4	<u>402単位</u>
(五) 要介護5	<u>430単位</u>
(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>330単位</u>
(二) 要介護2	<u>384単位</u>
(三) 要介護3	<u>437単位</u>
(四) 要介護4	<u>491単位</u>
(五) 要介護5	<u>544単位</u>
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>426単位</u>
(二) 要介護2	<u>500単位</u>
(三) 要介護3	<u>573単位</u>
(四) 要介護4	<u>666単位</u>
(五) 要介護5	<u>759単位</u>
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>480単位</u>
(二) 要介護2	<u>563単位</u>

(三) 要介護3	648単位
(四) 要介護4	753単位
(五) 要介護5	857単位
(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	540単位
(二) 要介護2	646単位
(三) 要介護3	750単位
(四) 要介護4	874単位
(五) 要介護5	996単位
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	629単位
(二) 要介護2	754単位
(三) 要介護3	874単位
(四) 要介護4	1,019単位
(五) 要介護5	1,161単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	667単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	927単位
(四) 要介護4	1,080単位
(五) 要介護5	1,231単位

注1～20 (略)

二～へ (略)

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

- (一) 単独型短期入所生活介護費(I)
 - a 要介護1 627単位
 - b 要介護2 695単位

(三) 要介護3	645単位
(四) 要介護4	749単位
(五) 要介護5	853単位
(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	537単位
(二) 要介護2	643単位
(三) 要介護3	746単位
(四) 要介護4	870単位
(五) 要介護5	991単位
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	626単位
(二) 要介護2	750単位
(三) 要介護3	870単位
(四) 要介護4	1,014単位
(五) 要介護5	1,155単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	664単位
(二) 要介護2	793単位
(三) 要介護3	922単位
(四) 要介護4	1,075単位
(五) 要介護5	1,225単位

注1～20 (略)

二～へ (略)

(新設)

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

- (一) 単独型短期入所生活介護費(I)
 - a 要介護1 625単位
 - b 要介護2 693単位

c 要介護3	<u>765単位</u>
d 要介護4	<u>833単位</u>
e 要介護5	<u>900単位</u>
(二) 単独型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>627単位</u>
b 要介護2	<u>695単位</u>
c 要介護3	<u>765単位</u>
d 要介護4	<u>833単位</u>
e 要介護5	<u>900単位</u>
(2) 併設型短期入所生活介護費	
(一) 併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>586単位</u>
b 要介護2	<u>654単位</u>
c 要介護3	<u>724単位</u>
d 要介護4	<u>792単位</u>
e 要介護5	<u>859単位</u>
(二) 併設型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>586単位</u>
b 要介護2	<u>654単位</u>
c 要介護3	<u>724単位</u>
d 要介護4	<u>792単位</u>
e 要介護5	<u>859単位</u>
ロ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>725単位</u>
b 要介護2	<u>792単位</u>
c 要介護3	<u>866単位</u>
d 要介護4	<u>933単位</u>
e 要介護5	<u>1,000単位</u>
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>725単位</u>
b 要介護2	<u>792単位</u>
c 要介護3	<u>866単位</u>
d 要介護4	<u>933単位</u>
e 要介護5	<u>1,000単位</u>
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>684単位</u>
b 要介護2	<u>751単位</u>
c 要介護3	<u>824単位</u>
d 要介護4	<u>892単位</u>
e 要介護5	<u>959単位</u>

c 要介護3	<u>763単位</u>
d 要介護4	<u>831単位</u>
e 要介護5	<u>897単位</u>
(二) 単独型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>625単位</u>
b 要介護2	<u>693単位</u>
c 要介護3	<u>763単位</u>
d 要介護4	<u>831単位</u>
e 要介護5	<u>897単位</u>
(2) 併設型短期入所生活介護費	
(一) 併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>584単位</u>
b 要介護2	<u>652単位</u>
c 要介護3	<u>722単位</u>
d 要介護4	<u>790単位</u>
e 要介護5	<u>856単位</u>
(二) 併設型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>584単位</u>
b 要介護2	<u>652単位</u>
c 要介護3	<u>722単位</u>
d 要介護4	<u>790単位</u>
e 要介護5	<u>856単位</u>
ロ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>723単位</u>
b 要介護2	<u>790単位</u>
c 要介護3	<u>863単位</u>
d 要介護4	<u>930単位</u>
e 要介護5	<u>997単位</u>
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>723単位</u>
b 要介護2	<u>790単位</u>
c 要介護3	<u>863単位</u>
d 要介護4	<u>930単位</u>
e 要介護5	<u>997単位</u>
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>682単位</u>
b 要介護2	<u>749単位</u>
c 要介護3	<u>822単位</u>
d 要介護4	<u>889単位</u>
e 要介護5	<u>956単位</u>

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	684単位
b 要介護2	751単位
c 要介護3	824単位
d 要介護4	892単位
e 要介護5	959単位

注1～11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、算定しない。

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

17・18 (略)

ハ～ト (略)

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	755単位
ii 要介護2	801単位

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(III)

a 要介護1	682単位
b 要介護2	749単位
c 要介護3	822単位
d 要介護4	889単位
e 要介護5	956単位

注1～11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。

17・18 (略)

ハ～ト (略)

(新設)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	753単位
ii 要介護2	798単位

iii 要介護3	862単位
iv 要介護4	914単位
v 要介護5	965単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	797単位
ii 要介護2	868単位
iii 要介護3	930単位
iv 要介護4	986単位
v 要介護5	1,041単位
c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	829単位
ii 要介護2	877単位
iii 要介護3	938単位
iv 要介護4	989単位
v 要介護5	1,042単位
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護1	876単位
ii 要介護2	950単位
iii 要介護3	1,012単位
iv 要介護4	1,068単位
v 要介護5	1,124単位
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	781単位
ii 要介護2	862単位
iii 要介護3	975単位
iv 要介護4	1,051単位
v 要介護5	1,126単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	858単位
ii 要介護2	940単位
iii 要介護3	1,054単位
iv 要介護4	1,130単位
v 要介護5	1,204単位
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	781単位
ii 要介護2	856単位
iii 要介護3	949単位

iii 要介護3	859単位
iv 要介護4	911単位
v 要介護5	962単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	794単位
ii 要介護2	865単位
iii 要介護3	927単位
iv 要介護4	983単位
v 要介護5	1,038単位
c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	826単位
ii 要介護2	874単位
iii 要介護3	935単位
iv 要介護4	986単位
v 要介護5	1,039単位
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護1	873単位
ii 要介護2	947単位
iii 要介護3	1,009単位
iv 要介護4	1,065単位
v 要介護5	1,120単位
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	778単位
ii 要介護2	859単位
iii 要介護3	972単位
iv 要介護4	1,048単位
v 要介護5	1,122単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	855単位
ii 要介護2	937単位
iii 要介護3	1,051単位
iv 要介護4	1,126単位
v 要介護5	1,200単位
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	778単位
ii 要介護2	853単位
iii 要介護3	946単位

iv 要介護 4	<u>1,024</u> 単位
v 要介護 5	<u>1,099</u> 単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	858単位
ii 要介護 2	<u>934</u> 単位
iii 要介護 3	<u>1,027</u> 単位
iv 要介護 4	<u>1,102</u> 単位
v 要介護 5	<u>1,177</u> 単位
(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>741</u> 単位
ii 要介護 2	<u>785</u> 単位
iii 要介護 3	<u>846</u> 単位
iv 要介護 4	<u>897</u> 単位
v 要介護 5	<u>947</u> 単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	813単位
ii 要介護 2	861単位
iii 要介護 3	<u>920</u> 単位
iv 要介護 4	<u>970</u> 単位
v 要介護 5	<u>1,022</u> 単位
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>835</u> 単位
ii 要介護 2	<u>880</u> 単位
iii 要介護 3	<u>942</u> 単位
iv 要介護 4	<u>995</u> 単位
v 要介護 5	<u>1,046</u> 単位
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>880</u> 単位
ii 要介護 2	<u>954</u> 単位
iii 要介護 3	<u>1,016</u> 単位
iv 要介護 4	<u>1,072</u> 単位
v 要介護 5	<u>1,128</u> 単位
c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	835単位
ii 要介護 2	880単位
iii 要介護 3	<u>942</u> 単位
iv 要介護 4	<u>995</u> 単位
v 要介護 5	<u>1,046</u> 単位

iv 要介護 4	<u>1,021</u> 単位
v 要介護 5	<u>1,095</u> 単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	855単位
ii 要介護 2	<u>931</u> 単位
iii 要介護 3	<u>1,024</u> 単位
iv 要介護 4	<u>1,098</u> 単位
v 要介護 5	<u>1,173</u> 単位
(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>739</u> 単位
ii 要介護 2	<u>783</u> 単位
iii 要介護 3	<u>843</u> 単位
iv 要介護 4	<u>894</u> 単位
v 要介護 5	<u>944</u> 単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	811単位
ii 要介護 2	858単位
iii 要介護 3	<u>917</u> 単位
iv 要介護 4	<u>967</u> 単位
v 要介護 5	<u>1,019</u> 単位
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>832</u> 単位
ii 要介護 2	<u>877</u> 単位
iii 要介護 3	<u>939</u> 単位
iv 要介護 4	<u>992</u> 単位
v 要介護 5	<u>1,043</u> 単位
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>877</u> 単位
ii 要介護 2	<u>951</u> 単位
iii 要介護 3	<u>1,013</u> 単位
iv 要介護 4	<u>1,069</u> 単位
v 要介護 5	<u>1,124</u> 単位
c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	832単位
ii 要介護 2	877単位
iii 要介護 3	<u>939</u> 単位
iv 要介護 4	<u>992</u> 単位
v 要介護 5	<u>1,043</u> 単位

d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護1	<u>880単位</u>
ii	要介護2	<u>954単位</u>
iii	要介護3	<u>1,016単位</u>
iv	要介護4	<u>1,072単位</u>
v	要介護5	<u>1,128単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>943単位</u>
ii	要介護2	<u>1,024単位</u>
iii	要介護3	<u>1,138単位</u>
iv	要介護4	<u>1,214単位</u>
v	要介護5	<u>1,288単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>943単位</u>
ii	要介護2	<u>1,024単位</u>
iii	要介護3	<u>1,138単位</u>
iv	要介護4	<u>1,214単位</u>
v	要介護5	<u>1,288単位</u>
(三)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>943単位</u>
ii	要介護2	<u>1,018単位</u>
iii	要介護3	<u>1,112単位</u>
iv	要介護4	<u>1,187単位</u>
v	要介護5	<u>1,261単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>943単位</u>
ii	要介護2	<u>1,018単位</u>
iii	要介護3	<u>1,112単位</u>
iv	要介護4	<u>1,187単位</u>
v	要介護5	<u>1,261単位</u>
(四)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>818単位</u>
ii	要介護2	<u>864単位</u>
iii	要介護3	<u>924単位</u>
iv	要介護4	<u>976単位</u>
v	要介護5	<u>1,026単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>818単位</u>
ii	要介護2	<u>864単位</u>
iii	要介護3	<u>924単位</u>
iv	要介護4	<u>976単位</u>
v	要介護5	<u>1,026単位</u>

d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護1	<u>877単位</u>
ii	要介護2	<u>951単位</u>
iii	要介護3	<u>1,013単位</u>
iv	要介護4	<u>1,069単位</u>
v	要介護5	<u>1,124単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>940単位</u>
ii	要介護2	<u>1,021単位</u>
iii	要介護3	<u>1,134単位</u>
iv	要介護4	<u>1,210単位</u>
v	要介護5	<u>1,284単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>940単位</u>
ii	要介護2	<u>1,021単位</u>
iii	要介護3	<u>1,134単位</u>
iv	要介護4	<u>1,210単位</u>
v	要介護5	<u>1,284単位</u>
(三)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>940単位</u>
ii	要介護2	<u>1,015単位</u>
iii	要介護3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護4	<u>1,183単位</u>
v	要介護5	<u>1,257単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>940単位</u>
ii	要介護2	<u>1,015単位</u>
iii	要介護3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護4	<u>1,183単位</u>
v	要介護5	<u>1,257単位</u>
(四)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>816単位</u>
ii	要介護2	<u>861単位</u>
iii	要介護3	<u>921単位</u>
iv	要介護4	<u>973単位</u>
v	要介護5	<u>1,023単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>816単位</u>
ii	要介護2	<u>861単位</u>
iii	要介護3	<u>921単位</u>
iv	要介護4	<u>973単位</u>
v	要介護5	<u>1,023単位</u>

(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位
注1～18 (略)	
(4)・(5) (略)	
(6) 緊急時施設療養費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
(一) 緊急時治療管理(1日につき)	518単位
注1・2 (略)	
(二) (略)	
(7)・(8) (略)	
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数	
□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	693単位
ii 要介護2	796単位
iii 要介護3	1,020単位
iv 要介護4	1,115単位
v 要介護5	1,201単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	721単位
ii 要介護2	830単位
iii 要介護3	1,063単位
iv 要介護4	1,163単位
v 要介護5	1,252単位

(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位
注1～18 (略)	
(4)・(5) (略)	
(6) 緊急時施設療養費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
(一) 緊急時治療管理(1日につき)	511単位
注1・2 (略)	
(二) (略)	
(7)・(8) (略)	
(新設)	
□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	691単位
ii 要介護2	794単位
iii 要介護3	1,017単位
iv 要介護4	1,112単位
v 要介護5	1,197単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	719単位
ii 要介護2	827単位
iii 要介護3	1,060単位
iv 要介護4	1,159単位
v 要介護5	1,248単位

c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	711単位
ii 要介護2	818単位
iii 要介護3	1,048単位
iv 要介護4	1,146単位
v 要介護5	1,234単位
d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護1	797単位
ii 要介護2	901単位
iii 要介護3	1,124単位
iv 要介護4	1,220単位
v 要介護5	1,305単位
e 病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i 要介護1	831単位
ii 要介護2	939単位
iii 要介護3	1,173単位
iv 要介護4	1,272単位
v 要介護5	1,361単位
f 病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護1	819単位
ii 要介護2	926単位
iii 要介護3	1,156単位
iv 要介護4	1,253単位
v 要介護5	1,341単位
(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	638単位
ii 要介護2	741単位
iii 要介護3	894単位
iv 要介護4	1,040単位
v 要介護5	1,080単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	653単位
ii 要介護2	759単位
iii 要介護3	915単位
iv 要介護4	1,065単位
v 要介護5	1,106単位
c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	743単位
ii 要介護2	847単位
iii 要介護3	998単位
iv 要介護4	1,146単位
v 要介護5	1,185単位

c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	709単位
ii 要介護2	815単位
iii 要介護3	1,045単位
iv 要介護4	1,142単位
v 要介護5	1,230単位
d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護1	795単位
ii 要介護2	898単位
iii 要介護3	1,121単位
iv 要介護4	1,216単位
v 要介護5	1,301単位
e 病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i 要介護1	828単位
ii 要介護2	936単位
iii 要介護3	1,169単位
iv 要介護4	1,268単位
v 要介護5	1,357単位
f 病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護1	816単位
ii 要介護2	923単位
iii 要介護3	1,152単位
iv 要介護4	1,249単位
v 要介護5	1,337単位
(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	636単位
ii 要介護2	739単位
iii 要介護3	891単位
iv 要介護4	1,037単位
v 要介護5	1,077単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	651単位
ii 要介護2	757単位
iii 要介護3	912単位
iv 要介護4	1,062単位
v 要介護5	1,103単位
c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	741単位
ii 要介護2	844単位
iii 要介護3	995単位
iv 要介護4	1,142単位
v 要介護5	1,181単位

d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>761単位</u>
ii	要介護 2	<u>867単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,022単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,173単位</u>
v	要介護 5	<u>1,213単位</u>
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>616単位</u>
ii	要介護 2	<u>722単位</u>
iii	要介護 3	<u>866単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,015単位</u>
v	要介護 5	<u>1,054単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>722単位</u>
ii	要介護 2	<u>828単位</u>
iii	要介護 3	<u>972単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,121単位</u>
v	要介護 5	<u>1,161単位</u>
(2)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>806単位</u>
iii	要介護 3	<u>950単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,036単位</u>
v	要介護 5	<u>1,123単位</u>
b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>807単位</u>
ii	要介護 2	<u>913単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,055単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,143単位</u>
v	要介護 5	<u>1,229単位</u>
(二)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>806単位</u>
iii	要介護 3	<u>910単位</u>
iv	要介護 4	<u>997単位</u>
v	要介護 5	<u>1,083単位</u>

d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>759単位</u>
ii	要介護 2	<u>864単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,019単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,169単位</u>
v	要介護 5	<u>1,209単位</u>
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>614単位</u>
ii	要介護 2	<u>720単位</u>
iii	要介護 3	<u>863単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,012単位</u>
v	要介護 5	<u>1,051単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>720単位</u>
ii	要介護 2	<u>825単位</u>
iii	要介護 3	<u>969単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,118単位</u>
v	要介護 5	<u>1,157単位</u>
(2)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>700単位</u>
ii	要介護 2	<u>804単位</u>
iii	要介護 3	<u>947単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,033単位</u>
v	要介護 5	<u>1,120単位</u>
b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>805単位</u>
ii	要介護 2	<u>910単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,052単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,139単位</u>
v	要介護 5	<u>1,225単位</u>
(二)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>700単位</u>
ii	要介護 2	<u>804単位</u>
iii	要介護 3	<u>907単位</u>
iv	要介護 4	<u>994単位</u>
v	要介護 5	<u>1,080単位</u>

b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	807単位
ii 要介護 2	913単位
iii 要介護 3	1,015単位
iv 要介護 4	1,101単位
v 要介護 5	1,190単位
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	820単位
b 要介護 2	923単位
c 要介護 3	1,147単位
d 要介護 4	1,242単位
e 要介護 5	1,327単位
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	848単位
b 要介護 2	956単位
c 要介護 3	1,190単位
d 要介護 4	1,289単位
e 要介護 5	1,378単位
(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)	
a 要介護 1	838単位
b 要介護 2	944単位
c 要介護 3	1,175単位
d 要介護 4	1,272単位
e 要介護 5	1,360単位
(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(IV)	
a 要介護 1	820単位
b 要介護 2	923単位
c 要介護 3	1,147単位
d 要介護 4	1,242単位
e 要介護 5	1,327単位
(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(V)	
a 要介護 1	848単位
b 要介護 2	956単位
c 要介護 3	1,190単位
d 要介護 4	1,289単位
e 要介護 5	1,378単位
(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(VI)	
a 要介護 1	838単位
b 要介護 2	944単位
c 要介護 3	1,175単位
d 要介護 4	1,272単位
e 要介護 5	1,360単位

b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	805単位
ii 要介護 2	910単位
iii 要介護 3	1,012単位
iv 要介護 4	1,098単位
v 要介護 5	1,186単位
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	817単位
b 要介護 2	920単位
c 要介護 3	1,143単位
d 要介護 4	1,238単位
e 要介護 5	1,323単位
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	845単位
b 要介護 2	953単位
c 要介護 3	1,186単位
d 要介護 4	1,285単位
e 要介護 5	1,374単位
(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)	
a 要介護 1	835単位
b 要介護 2	941単位
c 要介護 3	1,171単位
d 要介護 4	1,268単位
e 要介護 5	1,356単位
(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(IV)	
a 要介護 1	817単位
b 要介護 2	920単位
c 要介護 3	1,143単位
d 要介護 4	1,238単位
e 要介護 5	1,323単位
(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(V)	
a 要介護 1	845単位
b 要介護 2	953単位
c 要介護 3	1,186単位
d 要介護 4	1,285単位
e 要介護 5	1,374単位
(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(VI)	
a 要介護 1	835単位
b 要介護 2	941単位
c 要介護 3	1,171単位
d 要介護 4	1,268単位
e 要介護 5	1,356単位

(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)

a 要介護1	820単位
b 要介護2	923単位
c 要介護3	1,059単位
d 要介護4	1,145単位
e 要介護5	1,230単位

(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)

a 要介護1	820単位
b 要介護2	923単位
c 要介護3	1,059単位
d 要介護4	1,145単位
e 要介護5	1,230単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位

注1～13 (略)

(6)～(10) (略)

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	675単位
ii 要介護2	724単位
iii 要介護3	772単位
iv 要介護4	821単位
v 要介護5	870単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	702単位
ii 要介護2	754単位
iii 要介護3	804単位

(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)

a 要介護1	817単位
b 要介護2	920単位
c 要介護3	1,056単位
d 要介護4	1,141単位
e 要介護5	1,226単位

(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)

a 要介護1	817単位
b 要介護2	920単位
c 要介護3	1,056単位
d 要介護4	1,141単位
e 要介護5	1,226単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

注1～13 (略)

(6)～(10) (略)

(新設)

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	673単位
ii 要介護2	722単位
iii 要介護3	770単位
iv 要介護4	818単位
v 要介護5	867単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	700単位
ii 要介護2	752単位
iii 要介護3	802単位

iv 要介護4	<u>855単位</u>
v 要介護5	<u>906単位</u>
c 診療所短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	<u>693単位</u>
ii 要介護2	<u>743単位</u>
iii 要介護3	<u>793単位</u>
iv 要介護4	<u>843単位</u>
v 要介護5	<u>893単位</u>
d 診療所短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護1	<u>779単位</u>
ii 要介護2	<u>828単位</u>
iii 要介護3	<u>878単位</u>
iv 要介護4	<u>925単位</u>
v 要介護5	<u>974単位</u>
e 診療所短期入所療養介護費(v)	
i 要介護1	<u>811単位</u>
ii 要介護2	<u>863単位</u>
iii 要介護3	<u>914単位</u>
iv 要介護4	<u>964単位</u>
v 要介護5	<u>1,015単位</u>
f 診療所短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護1	<u>800単位</u>
ii 要介護2	<u>851単位</u>
iii 要介護3	<u>901単位</u>
iv 要介護4	<u>950単位</u>
v 要介護5	<u>1,001単位</u>
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	
a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>598単位</u>
ii 要介護2	<u>642単位</u>
iii 要介護3	<u>685単位</u>
iv 要介護4	<u>730単位</u>
v 要介護5	<u>773単位</u>
b 診療所短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>704単位</u>
ii 要介護2	<u>747単位</u>
iii 要介護3	<u>791単位</u>
iv 要介護4	<u>835単位</u>
v 要介護5	<u>879単位</u>

iv 要介護4	<u>852単位</u>
v 要介護5	<u>903単位</u>
c 診療所短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	<u>691単位</u>
ii 要介護2	<u>741単位</u>
iii 要介護3	<u>791単位</u>
iv 要介護4	<u>840単位</u>
v 要介護5	<u>890単位</u>
d 診療所短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護1	<u>777単位</u>
ii 要介護2	<u>825単位</u>
iii 要介護3	<u>875単位</u>
iv 要介護4	<u>922単位</u>
v 要介護5	<u>971単位</u>
e 診療所短期入所療養介護費(v)	
i 要介護1	<u>809単位</u>
ii 要介護2	<u>860単位</u>
iii 要介護3	<u>911単位</u>
iv 要介護4	<u>961単位</u>
v 要介護5	<u>1,012単位</u>
f 診療所短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護1	<u>798単位</u>
ii 要介護2	<u>848単位</u>
iii 要介護3	<u>898単位</u>
iv 要介護4	<u>947単位</u>
v 要介護5	<u>998単位</u>
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	
a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>596単位</u>
ii 要介護2	<u>640単位</u>
iii 要介護3	<u>683単位</u>
iv 要介護4	<u>728単位</u>
v 要介護5	<u>771単位</u>
b 診療所短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>702単位</u>
ii 要介護2	<u>745単位</u>
iii 要介護3	<u>789単位</u>
iv 要介護4	<u>832単位</u>
v 要介護5	<u>876単位</u>

(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)

a 要介護1	800単位
b 要介護2	850単位
c 要介護3	898単位
d 要介護4	946単位
e 要介護5	995単位

(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)

a 要介護1	828単位
b 要介護2	880単位
c 要介護3	930単位
d 要介護4	980単位
e 要介護5	1,031単位

(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)

a 要介護1	818単位
b 要介護2	869単位
c 要介護3	919単位
d 要介護4	968単位
e 要介護5	1,018単位

(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV)

a 要介護1	800単位
b 要介護2	850単位
c 要介護3	898単位
d 要介護4	946単位
e 要介護5	995単位

(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V)

a 要介護1	828単位
b 要介護2	880単位
c 要介護3	930単位
d 要介護4	980単位
e 要介護5	1,031単位

(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI)

a 要介護1	818単位
b 要介護2	869単位
c 要介護3	919単位
d 要介護4	968単位
e 要介護5	1,018単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位

(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)

a 要介護1	798単位
b 要介護2	847単位
c 要介護3	895単位
d 要介護4	943単位
e 要介護5	992単位

(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)

a 要介護1	825単位
b 要介護2	877単位
c 要介護3	927単位
d 要介護4	977単位
e 要介護5	1,028単位

(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)

a 要介護1	816単位
b 要介護2	866単位
c 要介護3	916単位
d 要介護4	965単位
e 要介護5	1,015単位

(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV)

a 要介護1	798単位
b 要介護2	847単位
c 要介護3	895単位
d 要介護4	943単位
e 要介護5	992単位

(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V)

a 要介護1	825単位
b 要介護2	877単位
c 要介護3	927単位
d 要介護4	977単位
e 要介護5	1,028単位

(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI)

a 要介護1	816単位
b 要介護2	866単位
c 要介護3	916単位
d 要介護4	965単位
e 要介護5	1,015単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

注 1～12 (略)

(4)～(8) (略)

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅰ

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	1,020単位
ii 要介護 2	1,084単位
iii 要介護 3	1,148単位
iv 要介護 4	1,212単位
v 要介護 5	1,277単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,125単位
ii 要介護 2	1,190単位
iii 要介護 3	1,253単位
iv 要介護 4	1,319単位
v 要介護 5	1,382単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅱ

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	965単位
ii 要介護 2	1,032単位
iii 要介護 3	1,100単位
iv 要介護 4	1,167単位
v 要介護 5	1,233単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,071単位
ii 要介護 2	1,138単位
iii 要介護 3	1,204単位
iv 要介護 4	1,274単位
v 要介護 5	1,340単位

注 1～12 (略)

(4)～(8) (略)

(新設)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅰ

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	1,017単位
ii 要介護 2	1,081単位
iii 要介護 3	1,145単位
iv 要介護 4	1,209単位
v 要介護 5	1,273単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,122単位
ii 要介護 2	1,187単位
iii 要介護 3	1,250単位
iv 要介護 4	1,315単位
v 要介護 5	1,378単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅱ

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	962単位
ii 要介護 2	1,029単位
iii 要介護 3	1,097単位
iv 要介護 4	1,164単位
v 要介護 5	1,230単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,068単位
ii 要介護 2	1,135単位
iii 要介護 3	1,201単位
iv 要介護 4	1,270単位
v 要介護 5	1,336単位

(三) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	937単位
ii 要介護2	1,003単位
iii 要介護3	1,068単位
iv 要介護4	1,133単位
v 要介護5	1,198単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	1,043単位
ii 要介護2	1,108単位
iii 要介護3	1,174単位
iv 要介護4	1,239単位
v 要介護5	1,304単位
(四) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	922単位
ii 要介護2	986単位
iii 要介護3	1,050単位
iv 要介護4	1,114単位
v 要介護5	1,178単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	1,027単位
ii 要介護2	1,092単位
iii 要介護3	1,155単位
iv 要介護4	1,220単位
v 要介護5	1,284単位
(五) 認知症患者型短期入所療養介護費(V)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	862単位
ii 要介護2	927単位
iii 要介護3	991単位
iv 要介護4	1,055単位
v 要介護5	1,119単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	969単位
ii 要介護2	1,032単位
iii 要介護3	1,097単位
iv 要介護4	1,161単位
v 要介護5	1,224単位
(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護1	769単位
b 要介護2	832単位

(三) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	934単位
ii 要介護2	1,000単位
iii 要介護3	1,065単位
iv 要介護4	1,130単位
v 要介護5	1,195単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	1,040単位
ii 要介護2	1,105単位
iii 要介護3	1,171単位
iv 要介護4	1,236単位
v 要介護5	1,300単位
(四) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	919単位
ii 要介護2	983単位
iii 要介護3	1,047単位
iv 要介護4	1,111単位
v 要介護5	1,175単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	1,024単位
ii 要介護2	1,089単位
iii 要介護3	1,152単位
iv 要介護4	1,217単位
v 要介護5	1,280単位
(五) 認知症患者型短期入所療養介護費(V)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	860単位
ii 要介護2	924単位
iii 要介護3	988単位
iv 要介護4	1,052単位
v 要介護5	1,116単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	966単位
ii 要介護2	1,029単位
iii 要介護3	1,094単位
iv 要介護4	1,158単位
v 要介護5	1,221単位
(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護1	767単位
b 要介護2	830単位

c 要介護 3	897単位
d 要介護 4	962単位
e 要介護 5	1,026単位
(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	875単位
b 要介護 2	939単位
c 要介護 3	1,003単位
d 要介護 4	1,068単位
e 要介護 5	1,131単位
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,146単位
ii 要介護 2	1,210単位
iii 要介護 3	1,275単位
iv 要介護 4	1,339単位
v 要介護 5	1,403単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,146単位
ii 要介護 2	1,210単位
iii 要介護 3	1,275単位
iv 要介護 4	1,339単位
v 要介護 5	1,403単位
(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,091単位
ii 要介護 2	1,158単位
iii 要介護 3	1,226単位
iv 要介護 4	1,294単位
v 要介護 5	1,360単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,091単位
ii 要介護 2	1,158単位
iii 要介護 3	1,226単位
iv 要介護 4	1,294単位
v 要介護 5	1,360単位
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	907単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,260単位

c 要介護 3	895単位
d 要介護 4	959単位
e 要介護 5	1,023単位
(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	873単位
b 要介護 2	936単位
c 要介護 3	1,000単位
d 要介護 4	1,065単位
e 要介護 5	1,128単位
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,143単位
ii 要介護 2	1,207単位
iii 要介護 3	1,271単位
iv 要介護 4	1,335単位
v 要介護 5	1,399単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,143単位
ii 要介護 2	1,207単位
iii 要介護 3	1,271単位
iv 要介護 4	1,335単位
v 要介護 5	1,399単位
(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,088単位
ii 要介護 2	1,155単位
iii 要介護 3	1,223単位
iv 要介護 4	1,290単位
v 要介護 5	1,356単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,088単位
ii 要介護 2	1,155単位
iii 要介護 3	1,223単位
iv 要介護 4	1,290単位
v 要介護 5	1,356単位
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

注1～8 (略)

(5)～(8) (略)

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院短期入所療養介護費Ⅰ

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	746単位
ii 要介護2	855単位
iii 要介護3	1,088単位
iv 要介護4	1,188単位
v 要介護5	1,277単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	856単位
ii 要介護2	964単位
iii 要介護3	1,198単位
iv 要介護4	1,297単位
v 要介護5	1,386単位

(二) I型介護医療院短期入所療養介護費Ⅱ

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	736単位
ii 要介護2	843単位
iii 要介護3	1,073単位
iv 要介護4	1,171単位
v 要介護5	1,259単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	844単位
ii 要介護2	951単位
iii 要介護3	1,181単位
iv 要介護4	1,278単位
v 要介護5	1,366単位

注1～8 (略)

(5)～(8) (略)

(新設)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院短期入所療養介護費Ⅰ

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	744単位
ii 要介護2	852単位
iii 要介護3	1,085単位
iv 要介護4	1,184単位
v 要介護5	1,273単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	853単位
ii 要介護2	961単位
iii 要介護3	1,194単位
iv 要介護4	1,293単位
v 要介護5	1,382単位

(二) I型介護医療院短期入所療養介護費Ⅱ

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	734単位
ii 要介護2	840単位
iii 要介護3	1,070単位
iv 要介護4	1,167単位
v 要介護5	1,255単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	841単位
ii 要介護2	948単位
iii 要介護3	1,177単位
iv 要介護4	1,274単位
v 要介護5	1,362単位

(三) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	720単位
ii 要介護2	827単位
iii 要介護3	1,057単位
iv 要介護4	1,155単位
v 要介護5	1,243単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	828単位
ii 要介護2	935単位
iii 要介護3	1,165単位
iv 要介護4	1,262単位
v 要介護5	1,350単位

(2) II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	701単位
ii 要介護2	795単位
iii 要介護3	1,000単位
iv 要介護4	1,087単位
v 要介護5	1,166単位

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	810単位
ii 要介護2	905単位
iii 要介護3	1,109単位
iv 要介護4	1,197単位
v 要介護5	1,275単位

(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)

a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	685単位
ii 要介護2	779単位
iii 要介護3	984単位
iv 要介護4	1,071単位
v 要介護5	1,150単位

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	794単位
ii 要介護2	889単位
iii 要介護3	1,093単位
iv 要介護4	1,181単位
v 要介護5	1,259単位

(三) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	718単位
ii 要介護2	824単位
iii 要介護3	1,054単位
iv 要介護4	1,151単位
v 要介護5	1,239単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	825単位
ii 要介護2	932単位
iii 要介護3	1,161単位
iv 要介護4	1,258単位
v 要介護5	1,346単位

(2) II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	699単位
ii 要介護2	793単位
iii 要介護3	997単位
iv 要介護4	1,084単位
v 要介護5	1,162単位

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	808単位
ii 要介護2	902単位
iii 要介護3	1,106単位
iv 要介護4	1,193単位
v 要介護5	1,271単位

(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)

a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	683単位
ii 要介護2	777単位
iii 要介護3	981単位
iv 要介護4	1,068単位
v 要介護5	1,146単位

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	792単位
ii 要介護2	886単位
iii 要介護3	1,090単位
iv 要介護4	1,177単位
v 要介護5	1,255単位

(三) II 型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)
a II 型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	674単位
ii 要介護 2	768単位
iii 要介護 3	973単位
iv 要介護 4	1,060単位
v 要介護 5	1,138単位

b II 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	783単位
ii 要介護 2	878単位
iii 要介護 3	1,082単位
iv 要介護 4	1,170単位
v 要介護 5	1,248単位

(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費 (1 日につき)

(一) I 型特別介護医療院短期入所療養介護費

a I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	687単位
ii 要介護 2	787単位
iii 要介護 3	1,007単位
iv 要介護 4	1,099単位
v 要介護 5	1,184単位

b I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	788単位
ii 要介護 2	891単位
iii 要介護 3	1,108単位
iv 要介護 4	1,202単位
v 要介護 5	1,285単位

(二) II 型特別介護医療院短期入所療養介護費

a II 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	642単位
ii 要介護 2	732単位
iii 要介護 3	927単位
iv 要介護 4	1,010単位
v 要介護 5	1,084単位

b II 型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	746単位
ii 要介護 2	837単位
iii 要介護 3	1,031単位
iv 要介護 4	1,113単位
v 要介護 5	1,188単位

(4) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (1 日につき)

(一) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	873単位
ii 要介護 2	981単位

(三) II 型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)

a II 型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	672単位
ii 要介護 2	766単位
iii 要介護 3	970単位
iv 要介護 4	1,057単位
v 要介護 5	1,135単位

b II 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	781単位
ii 要介護 2	875単位
iii 要介護 3	1,079単位
iv 要介護 4	1,166単位
v 要介護 5	1,244単位

(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費 (1 日につき)

(一) I 型特別介護医療院短期入所療養介護費

a I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	685単位
ii 要介護 2	785単位
iii 要介護 3	1,004単位
iv 要介護 4	1,096単位
v 要介護 5	1,180単位

b I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	786単位
ii 要介護 2	888単位
iii 要介護 3	1,105単位
iv 要介護 4	1,198単位
v 要介護 5	1,281単位

(二) II 型特別介護医療院短期入所療養介護費

a II 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	640単位
ii 要介護 2	730単位
iii 要介護 3	924単位
iv 要介護 4	1,007単位
v 要介護 5	1,081単位

b II 型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	744単位
ii 要介護 2	834単位
iii 要介護 3	1,028単位
iv 要介護 4	1,110単位
v 要介護 5	1,184単位

(4) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (1 日につき)

(一) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	870単位
ii 要介護 2	978単位

iii 要介護3	1,215単位
iv 要介護4	1,314単位
v 要介護5	1,403単位
b ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	873単位
ii 要介護2	981単位
iii 要介護3	1,215単位
iv 要介護4	1,314単位
v 要介護5	1,403単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	863単位
ii 要介護2	969単位
iii 要介護3	1,200単位
iv 要介護4	1,297単位
v 要介護5	1,385単位
b ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	863単位
ii 要介護2	969単位
iii 要介護3	1,200単位
iv 要介護4	1,297単位
v 要介護5	1,385単位
(5) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
a 要介護1	872単位
b 要介護2	972単位
c 要介護3	1,189単位
d 要介護4	1,281単位
e 要介護5	1,364単位
(二) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
a 要介護1	872単位
b 要介護2	972単位
c 要介護3	1,189単位
d 要介護4	1,281単位
e 要介護5	1,364単位
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	823単位
ii 要介護2	923単位

iii 要介護3	1,211単位
iv 要介護4	1,310単位
v 要介護5	1,399単位
b ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	870単位
ii 要介護2	978単位
iii 要介護3	1,211単位
iv 要介護4	1,310単位
v 要介護5	1,399単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	860単位
ii 要介護2	966単位
iii 要介護3	1,196単位
iv 要介護4	1,293単位
v 要介護5	1,381単位
b ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	860単位
ii 要介護2	966単位
iii 要介護3	1,196単位
iv 要介護4	1,293単位
v 要介護5	1,381単位
(5) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
a 要介護1	869単位
b 要介護2	969単位
c 要介護3	1,185単位
d 要介護4	1,277単位
e 要介護5	1,360単位
(二) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
a 要介護1	869単位
b 要介護2	969単位
c 要介護3	1,185単位
d 要介護4	1,277単位
e 要介護5	1,360単位
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	820単位
ii 要介護2	920単位

iii 要介護3	1,143単位
iv 要介護4	1,235単位
v 要介護5	1,318単位
b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	823単位
ii 要介護2	923単位
iii 要介護3	1,143単位
iv 要介護4	1,235単位
v 要介護5	1,318単位
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	831単位
ii 要介護2	926単位
iii 要介護3	1,131単位
iv 要介護4	1,220単位
v 要介護5	1,298単位
b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	831単位
ii 要介護2	926単位
iii 要介護3	1,131単位
iv 要介護4	1,220単位
v 要介護5	1,298単位
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護	
(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位
注1～13 (略)	
(8) (略)	
(9) 緊急時施設診療費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
イ 緊急時治療管理(1日につき)	518単位
注1・2 (略)	
ロ (略)	
(10)～(14) (略)	
(15) 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	

iii 要介護3	1,139単位
iv 要介護4	1,231単位
v 要介護5	1,314単位
b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	820単位
ii 要介護2	920単位
iii 要介護3	1,139単位
iv 要介護4	1,231単位
v 要介護5	1,314単位
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	828単位
ii 要介護2	923単位
iii 要介護3	1,128単位
iv 要介護4	1,216単位
v 要介護5	1,294単位
b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	828単位
ii 要介護2	923単位
iii 要介護3	1,128単位
iv 要介護4	1,216単位
v 要介護5	1,294単位
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護	
(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位
注1～13 (略)	
(8) (略)	
(9) 緊急時施設診療費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
イ 緊急時治療管理(1日につき)	511単位
注1・2 (略)	
ロ (略)	
(10)～(14) (略)	
(新設)	

<p>10 特定施設入居者生活介護費</p> <p>イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 要介護1 <u>536単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 要介護2 <u>602単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 要介護3 <u>671単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 要介護4 <u>735単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(5) 要介護5 <u>804単位</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 要介護1 <u>536単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 要介護2 <u>602単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 要介護3 <u>671単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 要介護4 <u>735単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(5) 要介護5 <u>804単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">注1～12 (略)</p> <p>ニ～チ (略)</p> <p>リ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p style="margin-left: 20px;">注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</u></p> <p>11 (略)</p>	<p>10 特定施設入居者生活介護費</p> <p>イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 要介護1 <u>534単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 要介護2 <u>599単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 要介護3 <u>668単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 要介護4 <u>732単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(5) 要介護5 <u>800単位</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 要介護1 <u>534単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 要介護2 <u>599単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 要介護3 <u>668単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 要介護4 <u>732単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(5) 要介護5 <u>800単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">注1～12 (略)</p> <p>ニ～チ (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">(新設)</p> <p>11 (略)</p>
--	---

(指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第二條 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）の「部を次の表のよつに改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p style="margin-left: 20px;">指定居宅介護支援介護給付費単位数表</p> <p>居宅介護支援費</p> <p>イ 居宅介護支援費（1月につき）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 居宅介護支援費(I)</p> <p style="margin-left: 40px;">(一) 要介護1又は要介護2 <u>1,057単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(二) 要介護3、要介護4又は要介護5 <u>1,373単位</u></p>	<p>別表</p> <p style="margin-left: 20px;">指定居宅介護支援介護給付費単位数表</p> <p>居宅介護支援費</p> <p>イ 居宅介護支援費（1月につき）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 居宅介護支援費(I)</p> <p style="margin-left: 40px;">(一) 要介護1又は要介護2 1,053単位</p> <p style="margin-left: 40px;">(二) 要介護3、要介護4又は要介護5 <u>1,368単位</u></p>

(2) 居宅介護支援費(II)	
(一) 要介護 1 又は要介護 2	529単位
(二) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	686単位
(3) 居宅介護支援費(III)	
(一) 要介護 1 又は要介護 2	317単位
(二) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	411単位
注 1～7 (略)	
ロ～リ (略)	

(2) 居宅介護支援費(II)	
(一) 要介護 1 又は要介護 2	527単位
(二) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	684単位
(3) 居宅介護支援費(III)	
(一) 要介護 1 又は要介護 2	316単位
(二) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	410単位
注 1～7 (略)	
ロ～リ (略)	

(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第三條 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次の表のうちに改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表	別表
指定施設サービス等介護給付費単位数表	指定施設サービス等介護給付費単位数表
1 介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設サービス
イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）	イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）
(1) 介護福祉施設サービス費	(1) 介護福祉施設サービス費
(一) 介護福祉施設サービス費(I)	(一) 介護福祉施設サービス費(I)
a 要介護 1	a 要介護 1
b 要介護 2	b 要介護 2
c 要介護 3	c 要介護 3
d 要介護 4	d 要介護 4
e 要介護 5	e 要介護 5
(二) 介護福祉施設サービス費(II)	(二) 介護福祉施設サービス費(II)
a 要介護 1	a 要介護 1
b 要介護 2	b 要介護 2
c 要介護 3	c 要介護 3
d 要介護 4	d 要介護 4
e 要介護 5	e 要介護 5
(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費	(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費
(一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)	(一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)
a 要介護 1	a 要介護 1
b 要介護 2	b 要介護 2
c 要介護 3	c 要介護 3
d 要介護 4	d 要介護 4
e 要介護 5	e 要介護 5
(二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)	(二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)
a 要介護 1	a 要介護 1
b 要介護 2	b 要介護 2
c 要介護 3	c 要介護 3
d 要介護 4	d 要介護 4
e 要介護 5	e 要介護 5

ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費

(一) ユニット型介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護1	638単位
b 要介護2	705単位
c 要介護3	778単位
d 要介護4	846単位
e 要介護5	913単位

(二) ユニット型介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護1	638単位
b 要介護2	705単位
c 要介護3	778単位
d 要介護4	846単位
e 要介護5	913単位

(2) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費

(一) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護1	732単位
b 要介護2	798単位
c 要介護3	869単位
d 要介護4	934単位
e 要介護5	998単位

(二) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護1	732単位
b 要介護2	798単位
c 要介護3	869単位
d 要介護4	934単位
e 要介護5	998単位

注1～18 (略)

ハ～ラ (略)

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからナまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからナまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費

(一) ユニット型介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護1	636単位
b 要介護2	703単位
c 要介護3	776単位
d 要介護4	843単位
e 要介護5	910単位

(二) ユニット型介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護1	636単位
b 要介護2	703単位
c 要介護3	776単位
d 要介護4	843単位
e 要介護5	910単位

(2) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費

(一) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護1	730単位
b 要介護2	795単位
c 要介護3	866単位
d 要介護4	931単位
e 要介護5	995単位

(二) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護1	730単位
b 要介護2	795単位
c 要介護3	866単位
d 要介護4	931単位
e 要介護5	995単位

注1～18 (略)

ハ～ラ (略)

(新設)

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	701単位
b 要介護 2	746単位
c 要介護 3	808単位
d 要介護 4	860単位
e 要介護 5	911単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	742単位
b 要介護 2	814単位
c 要介護 3	876単位
d 要介護 4	932単位
e 要介護 5	988単位

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護 1	775単位
b 要介護 2	823単位
c 要介護 3	884単位
d 要介護 4	935単位
e 要介護 5	989単位

(四) 介護保健施設サービス費(iv)

a 要介護 1	822単位
b 要介護 2	896単位
c 要介護 3	959単位
d 要介護 4	1,015単位
e 要介護 5	1,070単位

(2) 介護保健施設サービス費(II)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	726単位
b 要介護 2	808単位
c 要介護 3	921単位
d 要介護 4	998単位
e 要介護 5	1,072単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	804単位
b 要介護 2	886単位
c 要介護 3	1,001単位
d 要介護 4	1,076単位
e 要介護 5	1,150単位

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	698単位
b 要介護 2	743単位
c 要介護 3	804単位
d 要介護 4	856単位
e 要介護 5	907単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	739単位
b 要介護 2	810単位
c 要介護 3	872単位
d 要介護 4	928単位
e 要介護 5	983単位

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護 1	771単位
b 要介護 2	819単位
c 要介護 3	880単位
d 要介護 4	931単位
e 要介護 5	984単位

(四) 介護保健施設サービス費(iv)

a 要介護 1	818単位
b 要介護 2	892単位
c 要介護 3	954単位
d 要介護 4	1,010単位
e 要介護 5	1,065単位

(2) 介護保健施設サービス費(II)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	723単位
b 要介護 2	804単位
c 要介護 3	917単位
d 要介護 4	993単位
e 要介護 5	1,067単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	800単位
b 要介護 2	882単位
c 要介護 3	996単位
d 要介護 4	1,071単位
e 要介護 5	1,145単位

(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>726単位</u>
b 要介護 2	<u>802単位</u>
c 要介護 3	<u>895単位</u>
d 要介護 4	<u>971単位</u>
e 要介護 5	<u>1,045単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>804単位</u>
b 要介護 2	<u>880単位</u>
c 要介護 3	<u>974単位</u>
d 要介護 4	<u>1,048単位</u>
e 要介護 5	<u>1,123単位</u>
(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>687単位</u>
b 要介護 2	<u>731単位</u>
c 要介護 3	<u>792単位</u>
d 要介護 4	<u>843単位</u>
e 要介護 5	<u>893単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>759単位</u>
b 要介護 2	<u>807単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>916単位</u>
e 要介護 5	<u>968単位</u>
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>781単位</u>
b 要介護 2	<u>826単位</u>
c 要介護 3	<u>888単位</u>
d 要介護 4	<u>941単位</u>
e 要介護 5	<u>993単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>826単位</u>
b 要介護 2	<u>900単位</u>
c 要介護 3	<u>962単位</u>
d 要介護 4	<u>1,019単位</u>
e 要介護 5	<u>1,074単位</u>
(三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
a 要介護 1	<u>781単位</u>
b 要介護 2	<u>826単位</u>

(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>798単位</u>
c 要介護 3	<u>891単位</u>
d 要介護 4	<u>966単位</u>
e 要介護 5	<u>1,040単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>800単位</u>
b 要介護 2	<u>876単位</u>
c 要介護 3	<u>969単位</u>
d 要介護 4	<u>1,043単位</u>
e 要介護 5	<u>1,118単位</u>
(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>684単位</u>
b 要介護 2	<u>728単位</u>
c 要介護 3	<u>788単位</u>
d 要介護 4	<u>839単位</u>
e 要介護 5	<u>889単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>756単位</u>
b 要介護 2	<u>803単位</u>
c 要介護 3	<u>862単位</u>
d 要介護 4	<u>912単位</u>
e 要介護 5	<u>964単位</u>
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>777単位</u>
b 要介護 2	<u>822単位</u>
c 要介護 3	<u>884単位</u>
d 要介護 4	<u>937単位</u>
e 要介護 5	<u>988単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>822単位</u>
b 要介護 2	<u>896単位</u>
c 要介護 3	<u>958単位</u>
d 要介護 4	<u>1,014単位</u>
e 要介護 5	<u>1,069単位</u>
(三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
a 要介護 1	<u>777単位</u>
b 要介護 2	<u>822単位</u>

c 要介護 3	888単位
d 要介護 4	941単位
e 要介護 5	993単位
(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv)	
a 要介護 1	826単位
b 要介護 2	900単位
c 要介護 3	962単位
d 要介護 4	1,019単位
e 要介護 5	1,074単位
(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	889単位
b 要介護 2	971単位
c 要介護 3	1,084単位
d 要介護 4	1,160単位
e 要介護 5	1,235単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	889単位
b 要介護 2	971単位
c 要介護 3	1,084単位
d 要介護 4	1,160単位
e 要介護 5	1,235単位
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	889単位
b 要介護 2	964単位
c 要介護 3	1,058単位
d 要介護 4	1,133単位
e 要介護 5	1,208単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	889単位
b 要介護 2	964単位
c 要介護 3	1,058単位
d 要介護 4	1,133単位
e 要介護 5	1,208単位
(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	764単位
b 要介護 2	810単位
c 要介護 3	870単位
d 要介護 4	922単位
e 要介護 5	972単位

c 要介護 3	884単位
d 要介護 4	937単位
e 要介護 5	988単位
(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv)	
a 要介護 1	822単位
b 要介護 2	896単位
c 要介護 3	958単位
d 要介護 4	1,014単位
e 要介護 5	1,069単位
(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	885単位
b 要介護 2	966単位
c 要介護 3	1,079単位
d 要介護 4	1,155単位
e 要介護 5	1,229単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	885単位
b 要介護 2	966単位
c 要介護 3	1,079単位
d 要介護 4	1,155単位
e 要介護 5	1,229単位
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	885単位
b 要介護 2	960単位
c 要介護 3	1,053単位
d 要介護 4	1,128単位
e 要介護 5	1,202単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	885単位
b 要介護 2	960単位
c 要介護 3	1,053単位
d 要介護 4	1,128単位
e 要介護 5	1,202単位
(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	761単位
b 要介護 2	806単位
c 要介護 3	866単位
d 要介護 4	918単位
e 要介護 5	968単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	764単位
b 要介護 2	810単位
c 要介護 3	870単位
d 要介護 4	922単位
e 要介護 5	972単位

注 1～17 (略)

ハ～ヨ (略)

タ 緊急時施設療養費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理 (1日につき) 518単位

注 1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(2) (略)

レ 所定疾患施設療養費 (1日につき)

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1) 所定疾患施設療養費(I) 239単位

(2) 所定疾患施設療養費(II) 480単位

2・3 (略)

ソ～キ (略)

ノ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1 645単位

ii 要介護 2 748単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	761単位
b 要介護 2	806単位
c 要介護 3	866単位
d 要介護 4	918単位
e 要介護 5	968単位

注 1～17 (略)

ハ～ヨ (略)

タ 緊急時施設療養費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理 (1日につき) 511単位

注 1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(2) (略)

レ 所定疾患施設療養費 (1日につき)

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1) 所定疾患施設療養費(I) 235単位

(2) 所定疾患施設療養費(II) 475単位

2・3 (略)

ソ～キ (略)

(新設)

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1 641単位

ii 要介護 2 744単位

iii 要介護 3	973単位
iv 要介護 4	1,068単位
v 要介護 5	1,154単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	673単位
ii 要介護 2	782単位
iii 要介護 3	1,016単位
iv 要介護 4	1,115単位
v 要介護 5	1,205単位
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護 1	663単位
ii 要介護 2	769単位
iii 要介護 3	1,001単位
iv 要介護 4	1,098単位
v 要介護 5	1,187単位
d 療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護 1	749単位
ii 要介護 2	853単位
iii 要介護 3	1,077単位
iv 要介護 4	1,173単位
v 要介護 5	1,258単位
e 療養型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護 1	783単位
ii 要介護 2	891単位
iii 要介護 3	1,126単位
iv 要介護 4	1,225単位
v 要介護 5	1,315単位
f 療養型介護療養施設サービス費(vi)	
i 要介護 1	770単位
ii 要介護 2	878単位
iii 要介護 3	1,108単位
iv 要介護 4	1,206単位
v 要介護 5	1,295単位
(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	589単位
ii 要介護 2	693単位
iii 要介護 3	846単位
iv 要介護 4	993単位
v 要介護 5	1,033単位

iii 要介護 3	967単位
iv 要介護 4	1,062単位
v 要介護 5	1,147単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	669単位
ii 要介護 2	777単位
iii 要介護 3	1,010単位
iv 要介護 4	1,109単位
v 要介護 5	1,198単位
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護 1	659単位
ii 要介護 2	765単位
iii 要介護 3	995単位
iv 要介護 4	1,092単位
v 要介護 5	1,180単位
d 療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護 1	745単位
ii 要介護 2	848単位
iii 要介護 3	1,071単位
iv 要介護 4	1,166単位
v 要介護 5	1,251単位
e 療養型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護 1	778単位
ii 要介護 2	886単位
iii 要介護 3	1,119単位
iv 要介護 4	1,218単位
v 要介護 5	1,307単位
f 療養型介護療養施設サービス費(vi)	
i 要介護 1	766単位
ii 要介護 2	873単位
iii 要介護 3	1,102単位
iv 要介護 4	1,199単位
v 要介護 5	1,287単位
(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	586単位
ii 要介護 2	689単位
iii 要介護 3	841単位
iv 要介護 4	987単位
v 要介護 5	1,027単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	605単位
ii 要介護2	711単位
iii 要介護3	867単位
iv 要介護4	1,018単位
v 要介護5	1,059単位
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護1	695単位
ii 要介護2	799単位
iii 要介護3	951単位
iv 要介護4	1,098単位
v 要介護5	1,138単位
d 療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護1	713単位
ii 要介護2	819単位
iii 要介護3	975単位
iv 要介護4	1,126単位
v 要介護5	1,166単位
(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	567単位
ii 要介護2	674単位
iii 要介護3	818単位
iv 要介護4	968単位
v 要介護5	1,007単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	674単位
ii 要介護2	780単位
iii 要介護3	924単位
iv 要介護4	1,074単位
v 要介護5	1,113単位
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	654単位
ii 要介護2	758単位
iii 要介護3	902単位
iv 要介護4	989単位
v 要介護5	1,076単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	759単位
ii 要介護2	865単位
iii 要介護3	1,008単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	601単位
ii 要介護2	707単位
iii 要介護3	862単位
iv 要介護4	1,012単位
v 要介護5	1,053単位
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護1	691単位
ii 要介護2	794単位
iii 要介護3	945単位
iv 要介護4	1,092単位
v 要介護5	1,131単位
d 療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護1	709単位
ii 要介護2	814単位
iii 要介護3	969単位
iv 要介護4	1,119単位
v 要介護5	1,159単位
(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	564単位
ii 要介護2	670単位
iii 要介護3	813単位
iv 要介護4	962単位
v 要介護5	1,001単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	670単位
ii 要介護2	775単位
iii 要介護3	919単位
iv 要介護4	1,068単位
v 要介護5	1,107単位
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	650単位
ii 要介護2	754単位
iii 要介護3	897単位
iv 要介護4	983単位
v 要介護5	1,070単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	755単位
ii 要介護2	860単位
iii 要介護3	1,002単位

iv 要介護4	<u>1,095単位</u>
v 要介護5	<u>1,182単位</u>
(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	<u>654単位</u>
ii 要介護2	<u>758単位</u>
iii 要介護3	<u>862単位</u>
iv 要介護4	<u>950単位</u>
v 要介護5	<u>1,036単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	<u>759単位</u>
ii 要介護2	<u>865単位</u>
iii 要介護3	<u>968単位</u>
iv 要介護4	<u>1,054単位</u>
v 要介護5	<u>1,143単位</u>
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	<u>771単位</u>
b 要介護2	<u>875単位</u>
c 要介護3	<u>1,099単位</u>
d 要介護4	<u>1,195単位</u>
e 要介護5	<u>1,280単位</u>
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	<u>800単位</u>
b 要介護2	<u>908単位</u>
c 要介護3	<u>1,143単位</u>
d 要介護4	<u>1,242単位</u>
e 要介護5	<u>1,332単位</u>
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護1	<u>790単位</u>
b 要介護2	<u>896単位</u>
c 要介護3	<u>1,128単位</u>
d 要介護4	<u>1,225単位</u>
e 要介護5	<u>1,314単位</u>
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護1	<u>771単位</u>
b 要介護2	<u>875単位</u>
c 要介護3	<u>1,099単位</u>
d 要介護4	<u>1,195単位</u>
e 要介護5	<u>1,280単位</u>

iv 要介護4	<u>1,089単位</u>
v 要介護5	<u>1,175単位</u>
(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	<u>650単位</u>
ii 要介護2	<u>754単位</u>
iii 要介護3	<u>857単位</u>
iv 要介護4	<u>944単位</u>
v 要介護5	<u>1,030単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	<u>755単位</u>
ii 要介護2	<u>860単位</u>
iii 要介護3	<u>962単位</u>
iv 要介護4	<u>1,048単位</u>
v 要介護5	<u>1,136単位</u>
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	<u>767単位</u>
b 要介護2	<u>870単位</u>
c 要介護3	<u>1,093単位</u>
d 要介護4	<u>1,188単位</u>
e 要介護5	<u>1,273単位</u>
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	<u>795単位</u>
b 要介護2	<u>903単位</u>
c 要介護3	<u>1,136単位</u>
d 要介護4	<u>1,235単位</u>
e 要介護5	<u>1,324単位</u>
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護1	<u>785単位</u>
b 要介護2	<u>891単位</u>
c 要介護3	<u>1,121単位</u>
d 要介護4	<u>1,218単位</u>
e 要介護5	<u>1,306単位</u>
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護1	<u>767単位</u>
b 要介護2	<u>870単位</u>
c 要介護3	<u>1,093単位</u>
d 要介護4	<u>1,188単位</u>
e 要介護5	<u>1,273単位</u>

(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護1	800単位
b 要介護2	908単位
c 要介護3	1,143単位
d 要介護4	1,242単位
e 要介護5	1,332単位
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(VI)	
a 要介護1	790単位
b 要介護2	896単位
c 要介護3	1,128単位
d 要介護4	1,225単位
e 要介護5	1,314単位
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	771単位
b 要介護2	875単位
c 要介護3	1,012単位
d 要介護4	1,097単位
e 要介護5	1,183単位
(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	771単位
b 要介護2	875単位
c 要介護3	1,012単位
d 要介護4	1,097単位
e 要介護5	1,183単位
注1～13（略）	
(5)～(20)（略）	
(21) 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	627単位
ii 要介護2	676単位

(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護1	795単位
b 要介護2	903単位
c 要介護3	1,136単位
d 要介護4	1,235単位
e 要介護5	1,324単位
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(VI)	
a 要介護1	785単位
b 要介護2	891単位
c 要介護3	1,121単位
d 要介護4	1,218単位
e 要介護5	1,306単位
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	767単位
b 要介護2	870単位
c 要介護3	1,006単位
d 要介護4	1,091単位
e 要介護5	1,176単位
(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	767単位
b 要介護2	870単位
c 要介護3	1,006単位
d 要介護4	1,091単位
e 要介護5	1,176単位
注1～13（略）	
(5)～(20)（略）	
(新設)	
□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	623単位
ii 要介護2	672単位

iii 要介護3	724単位
iv 要介護4	772単位
v 要介護5	822単位
b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	654単位
ii 要介護2	706単位
iii 要介護3	756単位
iv 要介護4	807単位
v 要介護5	858単位
c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護1	645単位
ii 要介護2	695単位
iii 要介護3	745単位
iv 要介護4	795単位
v 要介護5	845単位
d 診療所型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護1	731単位
ii 要介護2	780単位
iii 要介護3	830単位
iv 要介護4	877単位
v 要介護5	926単位
e 診療所型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護1	763単位
ii 要介護2	815単位
iii 要介護3	866単位
iv 要介護4	916単位
v 要介護5	968単位
f 診療所型介護療養施設サービス費(vi)	
i 要介護1	752単位
ii 要介護2	803単位
iii 要介護3	853単位
iv 要介護4	902単位
v 要介護5	954単位
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	549単位
ii 要介護2	593単位
iii 要介護3	637単位
iv 要介護4	682単位
v 要介護5	725単位

iii 要介護3	720単位
iv 要介護4	768単位
v 要介護5	817単位
b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	650単位
ii 要介護2	702単位
iii 要介護3	752単位
iv 要介護4	802単位
v 要介護5	853単位
c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護1	641単位
ii 要介護2	691単位
iii 要介護3	741単位
iv 要介護4	790単位
v 要介護5	840単位
d 診療所型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護1	727単位
ii 要介護2	775単位
iii 要介護3	825単位
iv 要介護4	872単位
v 要介護5	921単位
e 診療所型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護1	759単位
ii 要介護2	810単位
iii 要介護3	861単位
iv 要介護4	911単位
v 要介護5	962単位
f 診療所型介護療養施設サービス費(vi)	
i 要介護1	748単位
ii 要介護2	798単位
iii 要介護3	848単位
iv 要介護4	897単位
v 要介護5	948単位
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	546単位
ii 要介護2	590単位
iii 要介護3	633単位
iv 要介護4	678単位
v 要介護5	721単位

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	656単位
ii 要介護2	699単位
iii 要介護3	743単位
iv 要介護4	787単位
v 要介護5	831単位
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	752単位
b 要介護2	802単位
c 要介護3	850単位
d 要介護4	898単位
e 要介護5	947単位
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	780単位
b 要介護2	832単位
c 要介護3	882単位
d 要介護4	932単位
e 要介護5	984単位
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護1	770単位
b 要介護2	821単位
c 要介護3	871単位
d 要介護4	920単位
e 要介護5	971単位
(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護1	752単位
b 要介護2	802単位
c 要介護3	850単位
d 要介護4	898単位
e 要介護5	947単位
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護1	780単位
b 要介護2	832単位
c 要介護3	882単位
d 要介護4	932単位
e 要介護5	984単位
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(VI)	
a 要介護1	770単位
b 要介護2	821単位
c 要介護3	871単位
d 要介護4	920単位
e 要介護5	971単位

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	652単位
ii 要介護2	695単位
iii 要介護3	739単位
iv 要介護4	782単位
v 要介護5	826単位
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	748単位
b 要介護2	797単位
c 要介護3	845単位
d 要介護4	893単位
e 要介護5	942単位
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	775単位
b 要介護2	827単位
c 要介護3	877単位
d 要介護4	927単位
e 要介護5	978単位
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護1	766単位
b 要介護2	816単位
c 要介護3	866単位
d 要介護4	915単位
e 要介護5	965単位
(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護1	748単位
b 要介護2	797単位
c 要介護3	845単位
d 要介護4	893単位
e 要介護5	942単位
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護1	775単位
b 要介護2	827単位
c 要介護3	877単位
d 要介護4	927単位
e 要介護5	978単位
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(VI)	
a 要介護1	766単位
b 要介護2	816単位
c 要介護3	866単位
d 要介護4	915単位
e 要介護5	965単位

注1～10 (略)
(3)～(18) (略)

(19) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

- i 要介護1 973単位
- ii 要介護2 1,037単位
- iii 要介護3 1,101単位
- iv 要介護4 1,166単位
- v 要介護5 1,230単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

- i 要介護1 1,078単位
- ii 要介護2 1,144単位
- iii 要介護3 1,207単位
- iv 要介護4 1,272単位
- v 要介護5 1,336単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

- i 要介護1 917単位
- ii 要介護2 985単位
- iii 要介護3 1,053単位
- iv 要介護4 1,120単位
- v 要介護5 1,187単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

- i 要介護1 1,024単位
- ii 要介護2 1,091単位
- iii 要介護3 1,158単位
- iv 要介護4 1,227単位
- v 要介護5 1,293単位

注1～10 (略)
(3)～(18) (略)

(新設)

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

- i 要介護1 967単位
- ii 要介護2 1,031単位
- iii 要介護3 1,095単位
- iv 要介護4 1,159単位
- v 要介護5 1,223単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

- i 要介護1 1,072単位
- ii 要介護2 1,137単位
- iii 要介護3 1,200単位
- iv 要介護4 1,265単位
- v 要介護5 1,328単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

- i 要介護1 912単位
- ii 要介護2 979単位
- iii 要介護3 1,047単位
- iv 要介護4 1,114単位
- v 要介護5 1,180単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

- i 要介護1 1,018単位
- ii 要介護2 1,085単位
- iii 要介護3 1,151単位
- iv 要介護4 1,220単位
- v 要介護5 1,286単位

- (三) 認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅲ)
 - a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)
 - i 要介護1 889単位
 - ii 要介護2 956単位
 - iii 要介護3 1,021単位
 - iv 要介護4 1,086単位
 - v 要介護5 1,152単位

- b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)
 - i 要介護1 996単位
 - ii 要介護2 1,061単位
 - iii 要介護3 1,128単位
 - iv 要介護4 1,193単位
 - v 要介護5 1,257単位

- (四) 認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅳ)
 - a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)
 - i 要介護1 874単位
 - ii 要介護2 938単位
 - iii 要介護3 1,003単位
 - iv 要介護4 1,067単位
 - v 要介護5 1,132単位

- b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)
 - i 要介護1 980単位
 - ii 要介護2 1,045単位
 - iii 要介護3 1,108単位
 - iv 要介護4 1,174単位
 - v 要介護5 1,237単位

- (五) 認知症患者型介護療養施設サービス費(V)
 - a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)
 - i 要介護1 815単位
 - ii 要介護2 879単位
 - iii 要介護3 943単位
 - iv 要介護4 1,008単位
 - v 要介護5 1,072単位

- b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)
 - i 要介護1 921単位
 - ii 要介護2 985単位
 - iii 要介護3 1,050単位
 - iv 要介護4 1,114単位
 - v 要介護5 1,178単位

(2) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)

- (一) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(I)
 - a 要介護1 721単位
 - b 要介護2 785単位

- (三) 認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅲ)
 - a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)
 - i 要介護1 884単位
 - ii 要介護2 950単位
 - iii 要介護3 1,015単位
 - iv 要介護4 1,080単位
 - v 要介護5 1,145単位

- b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)
 - i 要介護1 990単位
 - ii 要介護2 1,055単位
 - iii 要介護3 1,121単位
 - iv 要介護4 1,186単位
 - v 要介護5 1,250単位

- (四) 認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅳ)
 - a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)
 - i 要介護1 869単位
 - ii 要介護2 933単位
 - iii 要介護3 997単位
 - iv 要介護4 1,061単位
 - v 要介護5 1,125単位

- b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)
 - i 要介護1 974単位
 - ii 要介護2 1,039単位
 - iii 要介護3 1,102単位
 - iv 要介護4 1,167単位
 - v 要介護5 1,230単位

- (五) 認知症患者型介護療養施設サービス費(V)
 - a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)
 - i 要介護1 810単位
 - ii 要介護2 874単位
 - iii 要介護3 938単位
 - iv 要介護4 1,002単位
 - v 要介護5 1,066単位

- b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)
 - i 要介護1 916単位
 - ii 要介護2 979単位
 - iii 要介護3 1,044単位
 - iv 要介護4 1,108単位
 - v 要介護5 1,171単位

(2) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)

- (一) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(I)
 - a 要介護1 717単位
 - b 要介護2 780単位

c	要介護 3	850単位
d	要介護 4	914単位
e	要介護 5	979単位
(二)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a	要介護 1	828単位
b	要介護 2	891単位
c	要介護 3	956単位
d	要介護 4	1,021単位
e	要介護 5	1,084単位
(3)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	1,099単位
ii	要介護 2	1,164単位
iii	要介護 3	1,228単位
iv	要介護 4	1,292単位
v	要介護 5	1,357単位
b	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	1,099単位
ii	要介護 2	1,164単位
iii	要介護 3	1,228単位
iv	要介護 4	1,292単位
v	要介護 5	1,357単位
(二)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	
a	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	1,044単位
ii	要介護 2	1,111単位
iii	要介護 3	1,180単位
iv	要介護 4	1,247単位
v	要介護 5	1,314単位
b	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	1,044単位
ii	要介護 2	1,111単位
iii	要介護 3	1,180単位
iv	要介護 4	1,247単位
v	要介護 5	1,314単位

注 1～8 (略)

(4)～(13) (略)

(14) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

c	要介護 3	845単位
d	要介護 4	909単位
e	要介護 5	973単位
(二)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a	要介護 1	823単位
b	要介護 2	886単位
c	要介護 3	950単位
d	要介護 4	1,015単位
e	要介護 5	1,078単位
(3)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	1,093単位
ii	要介護 2	1,157単位
iii	要介護 3	1,221単位
iv	要介護 4	1,285単位
v	要介護 5	1,349単位
b	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	1,093単位
ii	要介護 2	1,157単位
iii	要介護 3	1,221単位
iv	要介護 4	1,285単位
v	要介護 5	1,349単位
(二)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	
a	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	1,038単位
ii	要介護 2	1,105単位
iii	要介護 3	1,173単位
iv	要介護 4	1,240単位
v	要介護 5	1,306単位
b	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	1,038単位
ii	要介護 2	1,105単位
iii	要介護 3	1,173単位
iv	要介護 4	1,240単位
v	要介護 5	1,306単位

注 1～8 (略)

(4)～(13) (略)

(14) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(15)~(17) (略)

(18) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) I型介護医療院サービス費(I)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	698単位
b 要介護 2	807単位
c 要介護 3	1,041単位
d 要介護 4	1,141単位
e 要介護 5	1,230単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	808単位
b 要介護 2	916単位
c 要介護 3	1,151単位
d 要介護 4	1,250単位
e 要介護 5	1,340単位

(2) I型介護医療院サービス費(II)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	688単位
b 要介護 2	795単位
c 要介護 3	1,026単位
d 要介護 4	1,124単位
e 要介護 5	1,212単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	796単位
b 要介護 2	903単位
c 要介護 3	1,134単位
d 要介護 4	1,231単位
e 要介護 5	1,320単位

(15)~(17) (略)

(新設)

4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) I型介護医療院サービス費(I)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	694単位
b 要介護 2	802単位
c 要介護 3	1,035単位
d 要介護 4	1,134単位
e 要介護 5	1,223単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	803単位
b 要介護 2	911単位
c 要介護 3	1,144単位
d 要介護 4	1,243単位
e 要介護 5	1,332単位

(2) I型介護医療院サービス費(II)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	684単位
b 要介護 2	790単位
c 要介護 3	1,020単位
d 要介護 4	1,117単位
e 要介護 5	1,205単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	791単位
b 要介護 2	898単位
c 要介護 3	1,127単位
d 要介護 4	1,224単位
e 要介護 5	1,312単位

(3) I型介護医療院サービス費Ⅲ

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	672単位
b 要介護2	779単位
c 要介護3	1,010単位
d 要介護4	1,107単位
e 要介護5	1,196単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	780単位
b 要介護2	887単位
c 要介護3	1,117単位
d 要介護4	1,215単位
e 要介護5	1,304単位

ロ II型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) II型介護医療院サービス費(I)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	653単位
b 要介護2	747単位
c 要介護3	953単位
d 要介護4	1,040単位
e 要介護5	1,118単位

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	762単位
b 要介護2	857単位
c 要介護3	1,062単位
d 要介護4	1,150単位
e 要介護5	1,228単位

(2) II型介護医療院サービス費Ⅱ

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	637単位
b 要介護2	731単位
c 要介護3	936単位
d 要介護4	1,024単位
e 要介護5	1,102単位

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	746単位
b 要介護2	841単位
c 要介護3	1,046単位
d 要介護4	1,134単位
e 要介護5	1,212単位

(3) I型介護医療院サービス費Ⅲ

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	668単位
b 要介護2	774単位
c 要介護3	1,004単位
d 要介護4	1,101単位
e 要介護5	1,189単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	775単位
b 要介護2	882単位
c 要介護3	1,111単位
d 要介護4	1,208単位
e 要介護5	1,296単位

ロ II型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) II型介護医療院サービス費(I)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	649単位
b 要介護2	743単位
c 要介護3	947単位
d 要介護4	1,034単位
e 要介護5	1,112単位

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	758単位
b 要介護2	852単位
c 要介護3	1,056単位
d 要介護4	1,143単位
e 要介護5	1,221単位

(2) II型介護医療院サービス費Ⅱ

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	633単位
b 要介護2	727単位
c 要介護3	931単位
d 要介護4	1,018単位
e 要介護5	1,096単位

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	742単位
b 要介護2	836単位
c 要介護3	1,040単位
d 要介護4	1,127単位
e 要介護5	1,205単位

(3) II型介護医療院サービス費(Ⅲ)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	626単位
b 要介護2	720単位
c 要介護3	925単位
d 要介護4	1,013単位
e 要介護5	1,091単位

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	735単位
b 要介護2	830単位
c 要介護3	1,035単位
d 要介護4	1,123単位
e 要介護5	1,201単位

ハ 特別介護医療院サービス費(1日につき)

(1) I型特別介護医療院サービス費

(一) I型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	639単位
b 要介護2	739単位
c 要介護3	960単位
d 要介護4	1,052単位
e 要介護5	1,137単位

(二) I型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	740単位
b 要介護2	843単位
c 要介護3	1,061単位
d 要介護4	1,155単位
e 要介護5	1,238単位

(2) II型特別介護医療院サービス費

(一) II型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	593単位
b 要介護2	684単位
c 要介護3	879単位
d 要介護4	963単位
e 要介護5	1,037単位

(二) II型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	698単位
b 要介護2	789単位
c 要介護3	984単位
d 要介護4	1,066単位
e 要介護5	1,141単位

ニ ユニット型I型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) ユニット型I型介護医療院サービス費(i)

(一) ユニット型I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	825単位
b 要介護2	933単位

(3) II型介護医療院サービス費(Ⅲ)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	622単位
b 要介護2	716単位
c 要介護3	920単位
d 要介護4	1,007単位
e 要介護5	1,085単位

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	731単位
b 要介護2	825単位
c 要介護3	1,029単位
d 要介護4	1,116単位
e 要介護5	1,194単位

ハ 特別介護医療院サービス費(1日につき)

(1) I型特別介護医療院サービス費

(一) I型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	635単位
b 要介護2	735単位
c 要介護3	954単位
d 要介護4	1,046単位
e 要介護5	1,130単位

(二) I型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	736単位
b 要介護2	838単位
c 要介護3	1,055単位
d 要介護4	1,148単位
e 要介護5	1,231単位

(2) II型特別介護医療院サービス費

(一) II型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	590単位
b 要介護2	680単位
c 要介護3	874単位
d 要介護4	957単位
e 要介護5	1,031単位

(二) II型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	694単位
b 要介護2	784単位
c 要介護3	978単位
d 要介護4	1,060単位
e 要介護5	1,134単位

ニ ユニット型I型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) ユニット型I型介護医療院サービス費(i)

(一) ユニット型I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	820単位
b 要介護2	928単位

c 要介護 3	1,168単位
d 要介護 4	1,267単位
e 要介護 5	1,357単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	825単位
b 要介護 2	933単位
c 要介護 3	1,168単位
d 要介護 4	1,267単位
e 要介護 5	1,357単位
(2) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(II)	
(一) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	815単位
b 要介護 2	921単位
c 要介護 3	1,153単位
d 要介護 4	1,250単位
e 要介護 5	1,339単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	815単位
b 要介護 2	921単位
c 要介護 3	1,153単位
d 要介護 4	1,250単位
e 要介護 5	1,339単位
ホ ユニット型 II 型介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型 II 型介護医療院サービス費(i)	
(一) 要介護 1	824単位
(二) 要介護 2	924単位
(三) 要介護 3	1,142単位
(四) 要介護 4	1,234単位
(五) 要介護 5	1,318単位
(2) ユニット型 II 型介護医療院サービス費(ii)	
(一) 要介護 1	824単位
(二) 要介護 2	924単位
(三) 要介護 3	1,142単位
(四) 要介護 4	1,234単位
(五) 要介護 5	1,318単位
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	774単位
b 要介護 2	875単位

c 要介護 3	1,161単位
d 要介護 4	1,260単位
e 要介護 5	1,349単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	820単位
b 要介護 2	928単位
c 要介護 3	1,161単位
d 要介護 4	1,260単位
e 要介護 5	1,349単位
(2) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(II)	
(一) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	810単位
b 要介護 2	916単位
c 要介護 3	1,146単位
d 要介護 4	1,243単位
e 要介護 5	1,331単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	810単位
b 要介護 2	916単位
c 要介護 3	1,146単位
d 要介護 4	1,243単位
e 要介護 5	1,331単位
ホ ユニット型 II 型介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型 II 型介護医療院サービス費(i)	
(一) 要介護 1	819単位
(二) 要介護 2	919単位
(三) 要介護 3	1,135単位
(四) 要介護 4	1,227単位
(五) 要介護 5	1,310単位
(2) ユニット型 II 型介護医療院サービス費(ii)	
(一) 要介護 1	819単位
(二) 要介護 2	919単位
(三) 要介護 3	1,135単位
(四) 要介護 4	1,227単位
(五) 要介護 5	1,310単位
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	770単位
b 要介護 2	870単位

c 要介護3	1,095単位
d 要介護4	1,188単位
e 要介護5	1,271単位
(二) ユニット型I型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	774単位
b 要介護2	875単位
c 要介護3	1,095単位
d 要介護4	1,188単位
e 要介護5	1,271単位

(2) ユニット型II型特別介護医療院サービス費

(一) ユニット型II型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護1	783単位
b 要介護2	878単位
c 要介護3	1,084単位
d 要介護4	1,173単位
e 要介護5	1,251単位
(二) ユニット型II型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	783単位
b 要介護2	878単位
c 要介護3	1,084単位
d 要介護4	1,173単位
e 要介護5	1,251単位

注1～12 (略)

ト～ソ (略)

ツ 緊急時施設診療費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理(1日につき) 518単位

注1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(2) (略)

ネ～ノ (略)

オ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからオまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからオまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

c 要介護3	1,089単位
d 要介護4	1,181単位
e 要介護5	1,264単位
(二) ユニット型I型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	770単位
b 要介護2	870単位
c 要介護3	1,089単位
d 要介護4	1,181単位
e 要介護5	1,264単位

(2) ユニット型II型特別介護医療院サービス費

(一) ユニット型II型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護1	778単位
b 要介護2	873単位
c 要介護3	1,078単位
d 要介護4	1,166単位
e 要介護5	1,244単位
(二) ユニット型II型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	778単位
b 要介護2	873単位
c 要介護3	1,078単位
d 要介護4	1,166単位
e 要介護5	1,244単位

注1～12 (略)

ト～ソ (略)

ツ 緊急時施設診療費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理(1日につき) 511単位

注1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(2) (略)

ネ～ノ (略)

(新設)

（厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の一部改正）
 第四条 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
別表第一		
1～3 (略)		
4 重度療養管理（1日につき）	125単位	123単位
注 (略)		
5～17 (略)		
別表第二		
1～3 (略)		
4 重度療養管理（1日につき）	125単位	123単位
注 (略)		
5～17 (略)		

（居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額の一部改正）
 第五条 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成十二年厚生省告示第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
一 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者（介護保険法（平成九年法律第二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じたそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。		
イ (略)		
ロ 要介護一	一万六千七百六十五単位	一万六千六百九十二単位
ハ 要介護二	一万九千七百五単位	一万九千六百十六単位
ニ 要介護三	二万七千四十八単位	二万六千九百三十一単位
ホ 要介護四	三万九百三十八単位	三万八百六十六単位
ヘ 要介護五	三万六千二百十七単位	三万六千六十五単位
二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じたそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。		
イ 要支援一	五千三十二単位	五千三単位
ロ 要支援二	一万五百三十一単位	一万四百七十三単位

備考 (略)

備考 (略)

(介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正)

第六条 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十一号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。		介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。	

(介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正)

第七条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等(同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。)(における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者(同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。)(における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等(同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。)(における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者(同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。)(における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	
区 分	額	区 分	額
ユニット型個室	一日につき二千六百元	ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円	ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円
従来型個室(特養等)	一日につき千七百七十一円	従来型個室(特養等)	一日につき千五百五十円
従来型個室(老健・療養等)	一日につき千六百六十八円	従来型個室(老健・療養等)	一日につき千六百四十円
多床室(特養等)	一日につき八百五十五円	多床室(特養等)	一日につき八百四十円
多床室(老健・療養等)	一日につき三百七十七円	多床室(老健・療養等)	一日につき三百七十円

備考

(略)

備考

(略)

第八条 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十五号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。</p>	<p>介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。</p>

第九條 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>一日につき二千六円</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>一日につき千六百六十八円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室</td> <td>一日につき千百七十二円</td> </tr> <tr> <td>多床室</td> <td>一日につき八百五十五円</td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p>	区 分	額	ユニット型個室	一日につき二千六円	ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円	従来型個室	一日につき千百七十二円	多床室	一日につき八百五十五円	<p>介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>一日につき千九百七十円</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>一日につき千六百四十円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室</td> <td>一日につき千百五十円</td> </tr> <tr> <td>多床室</td> <td>一日につき八百四十円</td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p>	区 分	額	ユニット型個室	一日につき千九百七十円	ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円	従来型個室	一日につき千百五十円	多床室	一日につき八百四十円
区 分	額																				
ユニット型個室	一日につき二千六円																				
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円																				
従来型個室	一日につき千百七十二円																				
多床室	一日につき八百五十五円																				
区 分	額																				
ユニット型個室	一日につき千九百七十円																				
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円																				
従来型個室	一日につき千百五十円																				
多床室	一日につき八百四十円																				

第十條 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正
 第十條 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費I（1月につき）</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>(イ) 要介護1 5,680単位</p> <p>(ロ) 要介護2 10,138単位</p> <p>(ハ) 要介護3 16,833単位</p> <p>(ニ) 要介護4 21,293単位</p> <p>(ホ) 要介護5 25,752単位</p>	<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費I（1月につき）</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>(イ) 要介護1 5,666単位</p> <p>(ロ) 要介護2 10,114単位</p> <p>(ハ) 要介護3 16,793単位</p> <p>(ニ) 要介護4 21,242単位</p> <p>(ホ) 要介護5 25,690単位</p>

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

(2) 訪問看護サービスを行う場合

(一) 要介護1	8,287単位
(二) 要介護2	12,946単位
(三) 要介護3	19,762単位
(四) 要介護4	24,361単位
(五) 要介護5	29,512単位

ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)

(1) 要介護1	5,680単位
(2) 要介護2	10,138単位
(3) 要介護3	16,833単位
(4) 要介護4	21,293単位
(5) 要介護5	25,752単位

注1～14 (略)

ハ～チ (略)

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 夜間対応型訪問介護費

イ 夜間対応型訪問介護費(I) 別に厚生労働大臣が定める単位数

ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,751単位

注1～5 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	409単位
(二) 要介護2	469単位

(2) 訪問看護サービスを行う場合

(一) 要介護1	8,267単位
(二) 要介護2	12,915単位
(三) 要介護3	19,714単位
(四) 要介護4	24,302単位
(五) 要介護5	29,441単位

ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)

(1) 要介護1	5,666単位
(2) 要介護2	10,114単位
(3) 要介護3	16,793単位
(4) 要介護4	21,242単位
(5) 要介護5	25,690単位

注1～14 (略)

ハ～チ (略)

(新設)

2 夜間対応型訪問介護費

イ 夜間対応型訪問介護費(I) 別に厚生労働大臣が定める単位数

ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,742単位

注1～5 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	407単位
(二) 要介護2	466単位

(三) 要介護3	<u>530単位</u>
(四) 要介護4	<u>589単位</u>
(五) 要介護5	<u>651単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>428単位</u>
(二) 要介護2	<u>491単位</u>
(三) 要介護3	<u>555単位</u>
(四) 要介護4	<u>617単位</u>
(五) 要介護5	<u>682単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>645単位</u>
(二) 要介護2	<u>761単位</u>
(三) 要介護3	<u>879単位</u>
(四) 要介護4	<u>995単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,113単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>666単位</u>
(二) 要介護2	<u>786単位</u>
(三) 要介護3	<u>908単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,029単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,150単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>739単位</u>
(二) 要介護2	<u>873単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,012単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,150単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,288単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>768単位</u>
(二) 要介護2	<u>908単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,052単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,197単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,339単位</u>
□ 療養通所介護費	
(1) 所要時間3時間以上6時間未満の場合	<u>1,012単位</u>
(2) 所要時間6時間以上8時間未満の場合	<u>1,519単位</u>
注1～22 (略)	
ハ・ニ (略)	

(三) 要介護3	<u>527単位</u>
(四) 要介護4	<u>586単位</u>
(五) 要介護5	<u>647単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>426単位</u>
(二) 要介護2	<u>488単位</u>
(三) 要介護3	<u>552単位</u>
(四) 要介護4	<u>614単位</u>
(五) 要介護5	<u>678単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>641単位</u>
(二) 要介護2	<u>757単位</u>
(三) 要介護3	<u>874単位</u>
(四) 要介護4	<u>990単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,107単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>662単位</u>
(二) 要介護2	<u>782単位</u>
(三) 要介護3	<u>903単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,023単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,144単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>735単位</u>
(二) 要介護2	<u>868単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,006単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,144単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,281単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>764単位</u>
(二) 要介護2	<u>903単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,046単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,190単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,332単位</u>
□ 療養通所介護費	
(1) 所要時間3時間以上6時間未満の場合	<u>1,007単位</u>
(2) 所要時間6時間以上8時間未満の場合	<u>1,511単位</u>
注1～22 (略)	
ハ・ニ (略)	

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(I)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

- (一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合
 - a 要介護 1 540単位
 - b 要介護 2 594単位
 - c 要介護 3 650単位
 - d 要介護 4 705単位
 - e 要介護 5 759単位
- (二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合
 - a 要介護 1 566単位
 - b 要介護 2 623単位
 - c 要介護 3 681単位
 - d 要介護 4 738単位
 - e 要介護 5 795単位
- (三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合
 - a 要介護 1 853単位
 - b 要介護 2 945単位
 - c 要介護 3 1,035単位
 - d 要介護 4 1,127単位
 - e 要介護 5 1,219単位
- (四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合
 - a 要介護 1 875単位
 - b 要介護 2 969単位
 - c 要介護 3 1,061単位
 - d 要介護 4 1,156単位
 - e 要介護 5 1,250単位
- (五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合
 - a 要介護 1 989単位
 - b 要介護 2 1,097単位
 - c 要介護 3 1,204単位
 - d 要介護 4 1,312単位
 - e 要介護 5 1,420単位

(新設)

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(I)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

- (一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合
 - a 要介護 1 538単位
 - b 要介護 2 592単位
 - c 要介護 3 647単位
 - d 要介護 4 702単位
 - e 要介護 5 756単位
- (二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合
 - a 要介護 1 564単位
 - b 要介護 2 620単位
 - c 要介護 3 678単位
 - d 要介護 4 735単位
 - e 要介護 5 792単位
- (三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合
 - a 要介護 1 849単位
 - b 要介護 2 941単位
 - c 要介護 3 1,031単位
 - d 要介護 4 1,122単位
 - e 要介護 5 1,214単位
- (四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合
 - a 要介護 1 871単位
 - b 要介護 2 965単位
 - c 要介護 3 1,057単位
 - d 要介護 4 1,151単位
 - e 要介護 5 1,245単位
- (五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合
 - a 要介護 1 985単位
 - b 要介護 2 1,092単位
 - c 要介護 3 1,199単位
 - d 要介護 4 1,307単位
 - e 要介護 5 1,414単位

(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>1,021単位</u>
b 要介護 2	<u>1,132単位</u>
c 要介護 3	<u>1,242単位</u>
d 要介護 4	<u>1,355単位</u>
e 要介護 5	<u>1,465単位</u>
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	
(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>489単位</u>
b 要介護 2	<u>538単位</u>
c 要介護 3	<u>586単位</u>
d 要介護 4	<u>636単位</u>
e 要介護 5	<u>685単位</u>
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>512単位</u>
b 要介護 2	<u>563単位</u>
c 要介護 3	<u>615単位</u>
d 要介護 4	<u>666単位</u>
e 要介護 5	<u>717単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>767単位</u>
b 要介護 2	<u>849単位</u>
c 要介護 3	<u>931単位</u>
d 要介護 4	<u>1,011単位</u>
e 要介護 5	<u>1,094単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>786単位</u>
b 要介護 2	<u>871単位</u>
c 要介護 3	<u>955単位</u>
d 要介護 4	<u>1,037単位</u>
e 要介護 5	<u>1,122単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>889単位</u>
b 要介護 2	<u>984単位</u>
c 要介護 3	<u>1,081単位</u>
d 要介護 4	<u>1,177単位</u>
e 要介護 5	<u>1,272単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>917単位</u>
b 要介護 2	<u>1,015単位</u>
c 要介護 3	<u>1,115単位</u>
d 要介護 4	<u>1,215単位</u>
e 要介護 5	<u>1,314単位</u>

(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>1,017単位</u>
b 要介護 2	<u>1,127単位</u>
c 要介護 3	<u>1,237単位</u>
d 要介護 4	<u>1,349単位</u>
e 要介護 5	<u>1,459単位</u>
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	
(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>487単位</u>
b 要介護 2	<u>536単位</u>
c 要介護 3	<u>584単位</u>
d 要介護 4	<u>633単位</u>
e 要介護 5	<u>682単位</u>
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>510単位</u>
b 要介護 2	<u>561単位</u>
c 要介護 3	<u>612単位</u>
d 要介護 4	<u>663単位</u>
e 要介護 5	<u>714単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>764単位</u>
b 要介護 2	<u>845単位</u>
c 要介護 3	<u>927単位</u>
d 要介護 4	<u>1,007単位</u>
e 要介護 5	<u>1,089単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>783単位</u>
b 要介護 2	<u>867単位</u>
c 要介護 3	<u>951単位</u>
d 要介護 4	<u>1,033単位</u>
e 要介護 5	<u>1,117単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>885単位</u>
b 要介護 2	<u>980単位</u>
c 要介護 3	<u>1,076単位</u>
d 要介護 4	<u>1,172単位</u>
e 要介護 5	<u>1,267単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>913単位</u>
b 要介護 2	<u>1,011単位</u>
c 要介護 3	<u>1,110単位</u>
d 要介護 4	<u>1,210単位</u>
e 要介護 5	<u>1,308単位</u>

ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	265単位
(二) 要介護2	275単位
(三) 要介護3	284単位
(四) 要介護4	293単位
(五) 要介護5	303単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	277単位
(二) 要介護2	288単位
(三) 要介護3	297単位
(四) 要介護4	307単位
(五) 要介護5	317単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	443単位
(二) 要介護2	458単位
(三) 要介護3	475単位
(四) 要介護4	491単位
(五) 要介護5	507単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	455単位
(二) 要介護2	470単位
(三) 要介護3	487単位
(四) 要介護4	503単位
(五) 要介護5	519単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	520単位
(二) 要介護2	539単位
(三) 要介護3	557単位
(四) 要介護4	575単位
(五) 要介護5	595単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要介護1	537単位
(二) 要介護2	556単位
(三) 要介護3	575単位
(四) 要介護4	594単位
(五) 要介護5	615単位

注1～13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行っ

ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	264単位
(二) 要介護2	274単位
(三) 要介護3	283単位
(四) 要介護4	292単位
(五) 要介護5	302単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	276単位
(二) 要介護2	287単位
(三) 要介護3	296単位
(四) 要介護4	306単位
(五) 要介護5	316単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	441単位
(二) 要介護2	456単位
(三) 要介護3	473単位
(四) 要介護4	489単位
(五) 要介護5	505単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	453単位
(二) 要介護2	468単位
(三) 要介護3	485単位
(四) 要介護4	501単位
(五) 要介護5	517単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	518単位
(二) 要介護2	537単位
(三) 要介護3	555単位
(四) 要介護4	573単位
(五) 要介護5	593単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要介護1	535単位
(二) 要介護2	554単位
(三) 要介護3	573単位
(四) 要介護4	592単位
(五) 要介護5	612単位

注1～13 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>10,364単位</u>
(二) 要介護2	<u>15,232単位</u>
(三) 要介護3	<u>22,157単位</u>
(四) 要介護4	<u>24,454単位</u>
(五) 要介護5	<u>26,964単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>9,338単位</u>
(二) 要介護2	<u>13,724単位</u>
(三) 要介護3	<u>19,963単位</u>
(四) 要介護4	<u>22,033単位</u>
(五) 要介護5	<u>24,295単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>567単位</u>
(2) 要介護2	<u>634単位</u>
(3) 要介護3	<u>703単位</u>
(4) 要介護4	<u>770単位</u>
(5) 要介護5	<u>835単位</u>

注1～7（略）

ハ～ワ（略）

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>10,320単位</u>
(二) 要介護2	<u>15,167単位</u>
(三) 要介護3	<u>22,062単位</u>
(四) 要介護4	<u>24,350単位</u>
(五) 要介護5	<u>26,849単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>9,298単位</u>
(二) 要介護2	<u>13,665単位</u>
(三) 要介護3	<u>19,878単位</u>
(四) 要介護4	<u>21,939単位</u>
(五) 要介護5	<u>24,191単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>565単位</u>
(2) 要介護2	<u>632単位</u>
(3) 要介護3	<u>700単位</u>
(4) 要介護4	<u>767単位</u>
(5) 要介護5	<u>832単位</u>

注1～7（略）

ハ～ワ（略）

（新設）

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護1	761単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	820単位
(四) 要介護4	837単位
(五) 要介護5	854単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護1	749単位
(二) 要介護2	784単位
(三) 要介護3	808単位
(四) 要介護4	824単位
(五) 要介護5	840単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護1	789単位
(二) 要介護2	825単位
(三) 要介護3	849単位
(四) 要介護4	865単位
(五) 要介護5	882単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護1	777単位
(二) 要介護2	813単位
(三) 要介護3	837単位
(四) 要介護4	853単位
(五) 要介護5	869単位

注1～7 (略)

ハ～ル (略)

ヲ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護1	759単位
(二) 要介護2	795単位
(三) 要介護3	818単位
(四) 要介護4	835単位
(五) 要介護5	852単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護1	747単位
(二) 要介護2	782単位
(三) 要介護3	806単位
(四) 要介護4	822単位
(五) 要介護5	838単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護1	787単位
(二) 要介護2	823単位
(三) 要介護3	847単位
(四) 要介護4	863単位
(五) 要介護5	880単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護1	775単位
(二) 要介護2	811単位
(三) 要介護3	835単位
(四) 要介護4	851単位
(五) 要介護5	867単位

注1～7 (略)

ハ～ル (略)

(新設)

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>535単位</u>
(2) 要介護2	<u>601単位</u>
(3) 要介護3	<u>670単位</u>
(4) 要介護4	<u>734単位</u>
(5) 要介護5	<u>802単位</u>

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>535単位</u>
(2) 要介護2	<u>601単位</u>
(3) 要介護3	<u>670単位</u>
(4) 要介護4	<u>734単位</u>
(5) 要介護5	<u>802単位</u>

注1～11（略）

ハ～ト（略）

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからへまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>567単位</u>
(二) 要介護2	<u>636単位</u>
(三) 要介護3	<u>706単位</u>
(四) 要介護4	<u>776単位</u>
(五) 要介護5	<u>843単位</u>

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>567単位</u>
(二) 要介護2	<u>636単位</u>
(三) 要介護3	<u>706単位</u>
(四) 要介護4	<u>776単位</u>
(五) 要介護5	<u>843単位</u>

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>534単位</u>
(2) 要介護2	<u>599単位</u>
(3) 要介護3	<u>668単位</u>
(4) 要介護4	<u>732単位</u>
(5) 要介護5	<u>800単位</u>

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>534単位</u>
(2) 要介護2	<u>599単位</u>
(3) 要介護3	<u>668単位</u>
(4) 要介護4	<u>732単位</u>
(5) 要介護5	<u>800単位</u>

注1～11（略）

ハ～ト（略）

（新設）

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>565単位</u>
(二) 要介護2	<u>634単位</u>
(三) 要介護3	<u>704単位</u>
(四) 要介護4	<u>774単位</u>
(五) 要介護5	<u>841単位</u>

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>565単位</u>
(二) 要介護2	<u>634単位</u>
(三) 要介護3	<u>704単位</u>
(四) 要介護4	<u>774単位</u>
(五) 要介護5	<u>841単位</u>

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)

(一) 要介護1	646単位
(二) 要介護2	714単位
(三) 要介護3	787単位
(四) 要介護4	857単位
(五) 要介護5	925単位

(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき)

(一) 要介護1	646単位
(二) 要介護2	714単位
(三) 要介護3	787単位
(四) 要介護4	857単位
(五) 要介護5	925単位

ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護1	661単位
(二) 要介護2	726単位
(三) 要介護3	796単位
(四) 要介護4	861単位
(五) 要介護5	926単位

(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護1	661単位
(二) 要介護2	726単位
(三) 要介護3	796単位
(四) 要介護4	861単位
(五) 要介護5	926単位

ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護1	732単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	868単位
(四) 要介護4	934単位
(五) 要介護5	998単位

(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護1	732単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	868単位
(四) 要介護4	934単位
(五) 要介護5	998単位

注1～18 (略)

ホ～キ (略)

ノ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)

(一) 要介護1	644単位
(二) 要介護2	712単位
(三) 要介護3	785単位
(四) 要介護4	854単位
(五) 要介護5	922単位

(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき)

(一) 要介護1	644単位
(二) 要介護2	712単位
(三) 要介護3	785単位
(四) 要介護4	854単位
(五) 要介護5	922単位

ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護1	659単位
(二) 要介護2	724単位
(三) 要介護3	794単位
(四) 要介護4	859単位
(五) 要介護5	923単位

(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護1	659単位
(二) 要介護2	724単位
(三) 要介護3	794単位
(四) 要介護4	859単位
(五) 要介護5	923単位

ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護1	730単位
(二) 要介護2	795単位
(三) 要介護3	866単位
(四) 要介護4	931単位
(五) 要介護5	995単位

(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護1	730単位
(二) 要介護2	795単位
(三) 要介護3	866単位
(四) 要介護4	931単位
(五) 要介護5	995単位

注1～18 (略)

ホ～キ (略)

(新設)

従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>12,401単位</u>
(二) 要介護2	<u>17,352単位</u>
(三) 要介護3	<u>24,392単位</u>
(四) 要介護4	<u>27,665単位</u>
(五) 要介護5	<u>31,293単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>11,173単位</u>
(二) 要介護2	<u>15,634単位</u>
(三) 要介護3	<u>21,977単位</u>
(四) 要介護4	<u>24,926単位</u>
(五) 要介護5	<u>28,195単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>568単位</u>
(2) 要介護2	<u>635単位</u>
(3) 要介護3	<u>703単位</u>
(4) 要介護4	<u>770単位</u>
(5) 要介護5	<u>836単位</u>

注1～11（略）

ハ～ヨ（略）

タ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからカまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>12,341単位</u>
(二) 要介護2	<u>17,268単位</u>
(三) 要介護3	<u>24,274単位</u>
(四) 要介護4	<u>27,531単位</u>
(五) 要介護5	<u>31,141単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>11,119単位</u>
(二) 要介護2	<u>15,558単位</u>
(三) 要介護3	<u>21,871単位</u>
(四) 要介護4	<u>24,805単位</u>
(五) 要介護5	<u>28,058単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>565単位</u>
(2) 要介護2	<u>632単位</u>
(3) 要介護3	<u>700単位</u>
(4) 要介護4	<u>767単位</u>
(5) 要介護5	<u>832単位</u>

注1～11（略）

ハ～ヨ（略）

（新設）

(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十一条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1 介護予防訪問入浴介護費 イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>849単位</u> 注1～8 (略) ロ・ハ (略) 二 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	1 介護予防訪問入浴介護費 イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>845単位</u> 注1～8 (略) ロ・ハ (略) (新設)
2 介護予防訪問看護費 イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>301単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>449単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>790単位</u> (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>1,084単位</u> (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） <u>287単位</u> ロ 病院又は診療所の場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>254単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>380単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>550単位</u> (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>810単位</u> 注1～12 (略) ハ～ヘ (略)	2 介護予防訪問看護費 イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>300単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>448単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>787単位</u> (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>1,080単位</u> (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） <u>286単位</u> ロ 病院又は診療所の場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>253単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>379単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>548単位</u> (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>807単位</u> 注1～12 (略) ハ～ヘ (略)
3 介護予防訪問リハビリテーション費 イ 介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき） <u>292単位</u> 注1～10 (略) ロ・ハ (略)	3 介護予防訪問リハビリテーション費 イ 介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき） <u>290単位</u> 注1～10 (略) ロ・ハ (略)
4 介護予防居宅療養管理指導費 イ 医師が行う場合 (1) 介護予防居宅療養管理指導費(I) (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>509単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>485単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>444単位</u>	4 介護予防居宅療養管理指導費 イ 医師が行う場合 (1) 介護予防居宅療養管理指導費(I) (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>507単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>483単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>442単位</u>

(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅲ)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>295単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>285単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>261単位</u>

注1～5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>

注1～4 (略)

ハ 薬剤師が行う場合	
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>560単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>415単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>379単位</u>

(2) 薬局の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>377単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>345単位</u>

注1～5 (略)

ニ 管理栄養士が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>539単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>

注1～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>356単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>324単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>296単位</u>

注1～4 (略)

ヘ (略)

5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)	
イ 介護予防通所リハビリテーション費	
(1) 要支援1	<u>1,721単位</u>
(2) 要支援2	<u>3,634単位</u>
注1～9 (略)	

ロ～リ (略)

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区

(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅲ)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>294単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>284単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>260単位</u>

注1～5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>

注1～4 (略)

ハ 薬剤師が行う場合	
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>558単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>414単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>378単位</u>

(2) 薬局の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>376単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>344単位</u>

注1～5 (略)

ニ 管理栄養士が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>537単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>

注1～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>355単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>323単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>295単位</u>

注1～4 (略)

ヘ (略)

5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)	
イ 介護予防通所リハビリテーション費	
(1) 要支援1	<u>1,712単位</u>
(2) 要支援2	<u>3,615単位</u>
注1～9 (略)	

ロ～リ (略)

(新設)

分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

（一）単独型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 466単位

b 要支援 2 579単位

（二）単独型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 466単位

b 要支援 2 579単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

（一）併設型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 438単位

b 要支援 2 545単位

（二）併設型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 438単位

b 要支援 2 545単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

（一）単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 545単位

b 要支援 2 662単位

（二）単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 545単位

b 要支援 2 662単位

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

（一）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 514単位

b 要支援 2 638単位

（二）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 514単位

b 要支援 2 638単位

注 1～13 （略）

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

（一）単独型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 465単位

b 要支援 2 577単位

（二）単独型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 465単位

b 要支援 2 577単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

（一）併設型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 437単位

b 要支援 2 543単位

（二）併設型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 437単位

b 要支援 2 543単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

（一）単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 543単位

b 要支援 2 660単位

（二）単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 543単位

b 要支援 2 660単位

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

（一）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 512単位

b 要支援 2 636単位

（二）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 512単位

b 要支援 2 636単位

注 1～13 （略）